

富士見町こども計画

＜令和7（2025）年度から令和11（2029）年度＞



富士見町

令和7年3月

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
(1) 計画策定の背景 ～国の子ども・子育て、こども政策の動向	1
(2) 市町村こども計画の位置づけ	2
(3) 本町の計画策定の方針	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
(1) 国が規定する市町村こども計画の根拠法	3
(2) 富士見町における他計画との関係	5
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 計画策定の進め方	6
(1) 富士見町子ども・子育て会議による審議	6
(2) 各種調査の実施	6
(3) 子ども・子育て家庭・若者の意見の反映	6
第2章 子ども・子育て家庭・若者を取り巻く環境	7
1. 人口・世帯	7
(1) 人口の推移	7
(2) 出生数の動向	8
(3) 結婚・離婚の状況	9
2. 家庭と職場の状況	10
(1) 就業の動向	10
(2) 放課後の居場所	12
(3) 子育てに関わる人	13
(4) 育児休業・休暇の取得状況	13
3. 教育・保育のサービス利用状況	14
(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況	14
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施概況	14
4. 子育て支援へのニーズと対応すべき課題の状況	15
(1) 富士見町の子育て環境の魅力	15
(2) 富士見町の子育て環境を向上させるために重要だと思うこと	17
5. 経済的に困窮している家庭の状況	19
(1) 相対的貧困家庭の推定と格差の状況	19
(2) 相対的貧困家庭の状況	19
6. 子どものいる困難等を抱える世帯の生活状況	23
(1) ひとり親家庭の状況	23

(2) 就学援助等認定者数	23
(3) 家庭・児童に関する相談の状況	24
(4) 子ども・若者の自殺の状況	24
(5) 不登校・ひきこもり等の状況	25
7. 若者の状況	26
(1) 悩みや苦労、ストレス、不満の状況	26
(2) 相談先や相談窓口の認知度	27
8. 子ども・若者を対象とした意見募集、ワークショップの結果	28
(1) 実施概要	28
(2) 子ども・若者の意見	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
1. 基本理念（目指すまちの姿）	30
2. 計画の基本目標	31
基本目標Ⅰ 地域全体で見守り支えることで、子ども・若者が健やかに成長し 自立できるまち	31
基本目標Ⅱ 子ども・若者の声が届き、いきいきと活躍できるまち	32
基本目標Ⅲ 様々な困難を抱えた子ども・若者が希望をもって暮らせるまち	33
3. 施策の体系	34
第4章 施策の推進	35
基本目標Ⅰ. 地域全体で見守り支えることで、子ども・若者が健やかに成長し 自立できるまち	36
施策 1-1 誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援	36
施策 1-2 質の高い教育・保育サービスの提供	39
施策 1-3 学童期・思春期の継続した育ちの支援	41
施策 1-4 青年期以降の自立と自己実現の支援	44
基本目標Ⅱ. 子ども・若者の声が届き、いきいきと活躍できるまち	46
施策 2-1 子どもの権利の地域全体での共有	46
施策 2-2 子ども・若者が安心していきいきと暮らせる地域づくり	47
基本目標Ⅲ. 様々な困難を抱えた子ども・若者が希望をもって暮らせるまち	49
施策 3-1 経済的負担の軽減・貧困対策	49
施策 3-2 障がいや発達特性のある子ども・家庭への支援	51
施策 3-3 あらゆる困難を抱える子ども・若者の支援の推進	53
施策 3-4 子ども・若者の自殺対策、事故や犯罪などから子ども・若者を守る取組	55
第5章 量の見込みと確保方策	57
1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域	58
2. 量の見込みと確保方策	61
(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進	61
(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項	63

(3) 地域子ども・子育て支援事業	64
第6章 計画の推進に向けて	78
1. 計画推進体制	78
2. 計画の進捗管理	78
(1) 進捗管理の考え方	78
(2) 進捗管理の方法	78
資料編	79
1. 策定の経過	80
2. 富士見町子ども・子育て会議設置要綱	81
3. 富士見町子ども・子育て会議委員	83
4. 調査や意見収集等の概要	84
(1) 富士見町子ども・子育て支援に関する調査	84
(2) 子ども・若者(39歳まで)の意見募集	84

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景 ～国の子ども・子育て、こども政策の動向

わが国では、全国の合計特殊出生率が統計上最低の値となった 1.57 ショック（平成元（1989）年）を契機に、子どもを産み育てやすい環境をつくるための政策が強化されてきました。

平成 15（2003）年には、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 24（2012）年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため、「子ども・子育て支援法」等の子育て関連 3 法が制定されました。

様々な取組が実行されてきましたが、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、子どもの貧困、児童虐待、不登校やいじめ、若者のひきこもりなどの問題も深刻化しています。また、核家族化や共働きが進む中で、子育てを担う保護者の孤立感・不安感・負担感も増大し、解決には至っていない状況です。

こうした背景のなか、平成 22（2010）年には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者ビジョン（子供・若者育成支援推進大綱）」が策定されました。さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26（2014）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和 6（2024）年「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正）が施行され、令和元（2019）年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成 27（2015）年には、「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されました。

そして、これらの国の対策をより強力に推進するため、令和 5（2023）年に「こどもまんなか社会」の実現に向けた包括的基本法である「こども基本法」が施行され、上記 3 大綱を引き継ぎ、こども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」が策定されました。

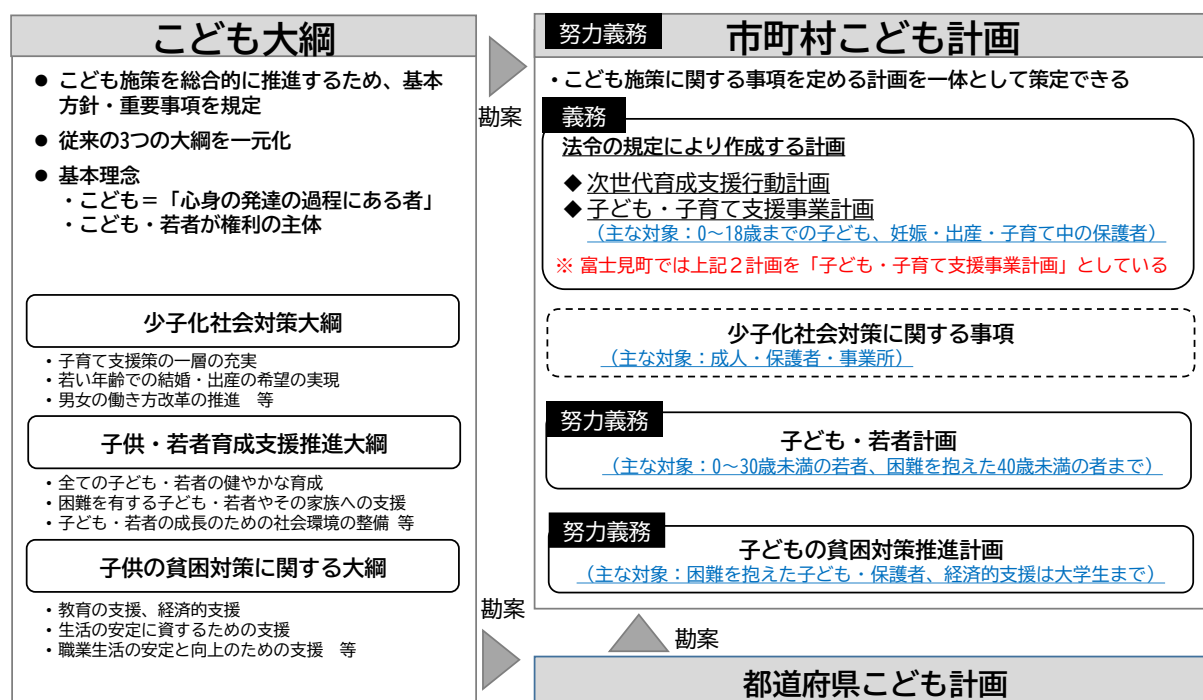
「こども基本法」及び「こども大綱」では、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることができる社会を目指すという政府の方針が示され、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

(2) 市町村こども計画の位置づけ

「市町村こども計画」と「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」との関係は、図表 1 のようになります。

「市町村こども計画」は、こども大綱を勘案して策定する努力義務の計画で、義務となっている「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」など、こども支援に関する計画を一体として策定できるとされています。一体的に策定することで、こども施策を住民が見た際にもわかりやすくなり、関連施策についても、関連部署が連携しやすくなるのが狙いです。

図表 1 市町村のこども計画の位置づけ



(3) 本町の計画策定の方針

本町では、次世代育成支援対策推進法を受けて「富士見町次世代育成支援対策推進行動計画」（平成 17（2005）～26（2014）年度）を策定し、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援してきました。また、平成 27（2015）年度、子ども・子育て支援法を受けて、富士見町においても、「第 1 期子ども・子育て支援事業計画（平成 27（2015）年度～令和元（2019）年度）」、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）」を策定し、幼児期の教育・保育の提供や地域子育て支援事業の提供体制の整備等を図ってきました（次世代育成支援対策推進法が平成 26（2014）年に改正され、有効期限が 10 年延長されたことを受けて、本町の子ども・子育て支援事業計画は次世代育成支援対策推進行動計画の施策・事業を引き継いだ内容としてきました）。

こうしたなかで、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」が令和 6（2024）年度に計画期間の満了を迎えることから、富士見町では、現行計画の進捗評価に加えて、総合計画や関連計画との調和、さらには国の動向を踏まえて、「こども計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 国が規定する市町村こども計画の根拠法

こども基本法及び「こども計画」に含める「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」の根拠法は次のとおりです。

図表 2 こども計画の根拠法と記載事項

根拠法	こども基本法
目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組の方向性を示す
主な対象	心身の発達過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な 39 歳以下の「若者」を含む）
記載事項	1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する 2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める 3. 以下の計画と一体的に策定することができる ・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等 4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

図表 3 子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画の根拠法と記載事項

計画名	子ども・若者計画	子どもの貧困対策推進計画
根拠法	子ども・若者育成支援推進法	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
目的	すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築すること	すべてのこどもが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会を構築すること
趣旨	子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する	子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる
記載事項	●すべての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT 体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育 等） ●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援 等） ●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進 等） ●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革 等） ●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）	●教育の支援 ・幼児教育・保育の無償化・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供 ・特に配慮を有する子どもへの支援 ・地域における学習支援 等 ●生活の安定に資するための支援 ・親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援 ・保護者の生活支援 ・子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援 ・児童養護施設退所者等への支援 等 ●保護者に対する職業生活の安定 ・職業生活の安定と向上のための支援 ・ひとり親に対する就労支援 等 ●経済的支援 ・各種手当の支給、教育費負担の軽減 等

図表 4 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法と記載事項

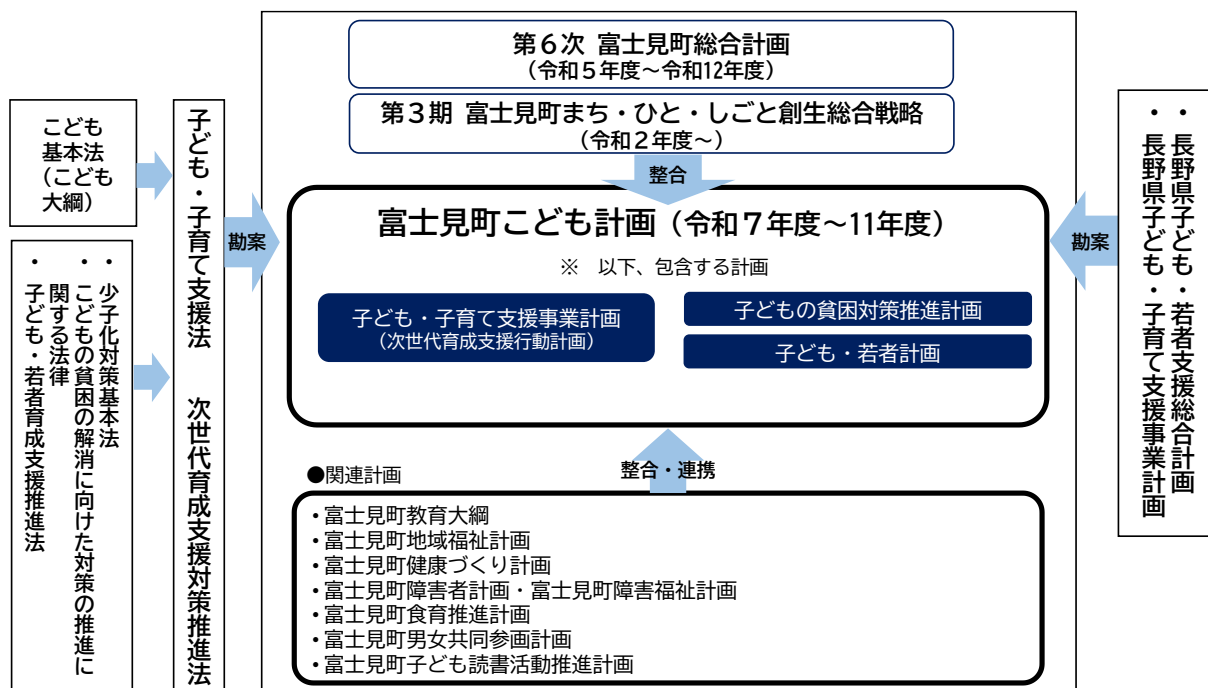
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
記載事項	《基本的記載事項》 ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 《任意記載事項》 ● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	● 地域における子育ての支援 ● 母子並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ● 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ● 子育てを支援する生活環境の整備 ● 職業生活と家庭生活との両立の推進 等 ● 子どもの安全の確保 ● 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進



(2) 富士見町における他計画との関係

計画の策定にあたっては、こども大綱、各根拠法及び長野県の子ども関連計画を勘案し、上位計画である本町の「総合計画」及び「総合戦略」、個別計画である教育関連の計画、保健・福祉関連の計画とも整合を図ります。

図表 5 富士見町における他計画との関係



3. 計画の対象

本計画の対象は、こども基本法の定義に則り「心身の発達の過程にある者」とし、0歳からおおむね39歳までとします。

- ・ 「子ども」は18歳未満
- ・ 「若者」は18歳～29歳まで（施策によって大学等で能力等を養う努力を続けている人や社会生活を営む上で困難を有している39歳までの人を含む）

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

5. 計画策定の進め方

(1) 富士見町子ども・子育て会議による審議

教育・保育関係者、子ども・若者支援関係団体、学識経験者、有識者等で構成された子ども・子育て会議を設置し、本町の子ども・若者に関する課題等を踏まえながら、本計画に記載する内容を審議します。

(2) 各種調査の実施

①子ども・子育て支援に関する調査（保護者アンケート）

令和6（2024）年7月24日～8月20日にかけて、0歳から小学校低学年までの子どもを持つ保護者を対象に、子育て意識や就労状況、幼児期の教育・保育及び子育て支援事業の利用等についてアンケートを実施しました。

図表 6 子ども・子育て支援に関する調査の配布数・回収数・回収率

	就学前児童保護者	小学生（低学年）保護者
配布数	366 件	172 件
回収数	188 件	79 件
回収率	51.4%	45.9%

※同様の調査を平成25（2013）年度、平成30（2018）年度にも実施しており、一部経年比較分析を行っています。

②基礎調査・既存調査の再分析

子ども・若者に関する人口・世帯の状況、就労状況、生活保護やひとり親世帯の状況、相談支援の状況などを統計データ等で把握することで、本町の課題を分析する資料としました。

また、令和4（2022）年度に第6次富士見町総合計画策定にかかる住民意識調査として、以下のとおりアンケートを実施しました。その結果の再分析を行い、若者の悩み・不安等の課題把握を行いました。

図表 7 第6次富士見町総合計画にかかる調査の配布数・回収数・回収率

	16～17 歳対象調査	18 歳以上対象調査
配布数	264 件（全数）	1,500 件（無作為抽出）
回収数	108 件	815 件
回収率	40.9%	54.3%

(3) 子ども・子育て家庭・若者の意見の反映

当事者であり、権利の主体である子ども・若者の意見を計画に反映するため、富士見町ホームページにて広く意見を募集するとともに、11月には「まちトーク！ワークショップ」を開催し、小学5年生から大学生まで、多くの意見を把握しました。

また、計画案に対して広く町民からの意見等を募集するパブリックコメントを行いました。

第2章 子ども・子育て家庭・若者を取り巻く環境

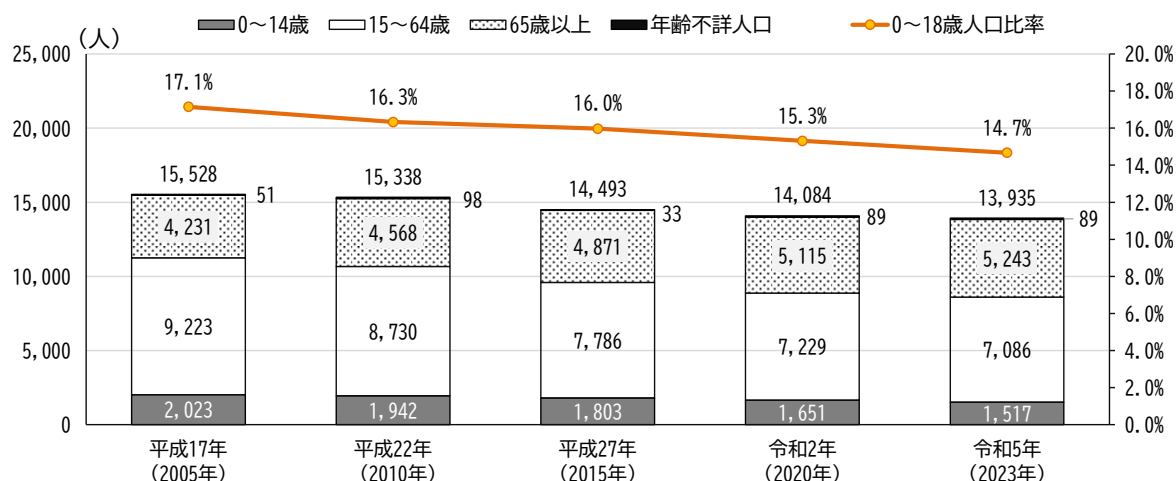
1. 人口・世帯

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあります。0～18歳の人口比率は、平成17（2005）年から令和5（2023）年で2.4ポイント減少しました。

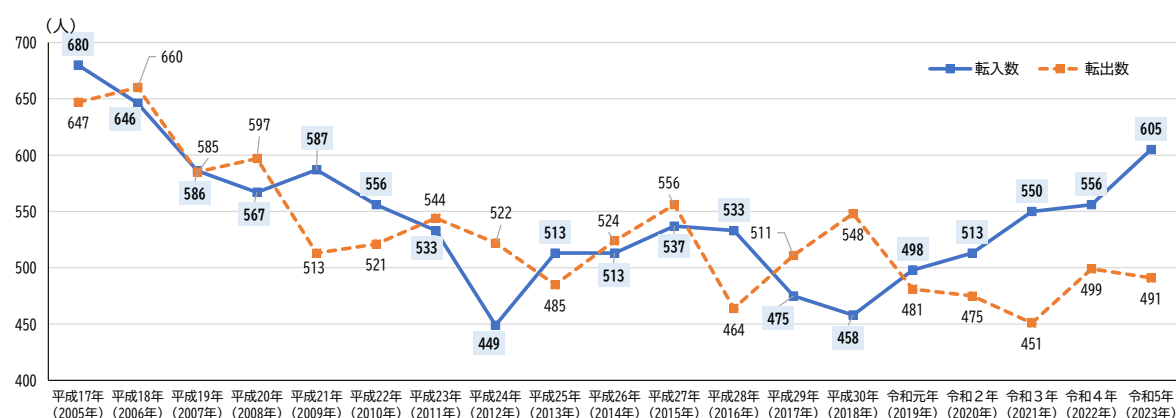
人口減少は続いています。令和元（2019）年以降、転入者が増加しており、社会増が続いています。子ども連れの転入者も一定数あり、慣れない場所で子育てする移住者のケアも必要といえます。

図表8 年齢3区分人口と0～18歳人口の割合の推移



出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和5年は長野県「毎月人口異動調査」（各年10月1日）

図表9 社会増減（転入数・転出数）の推移

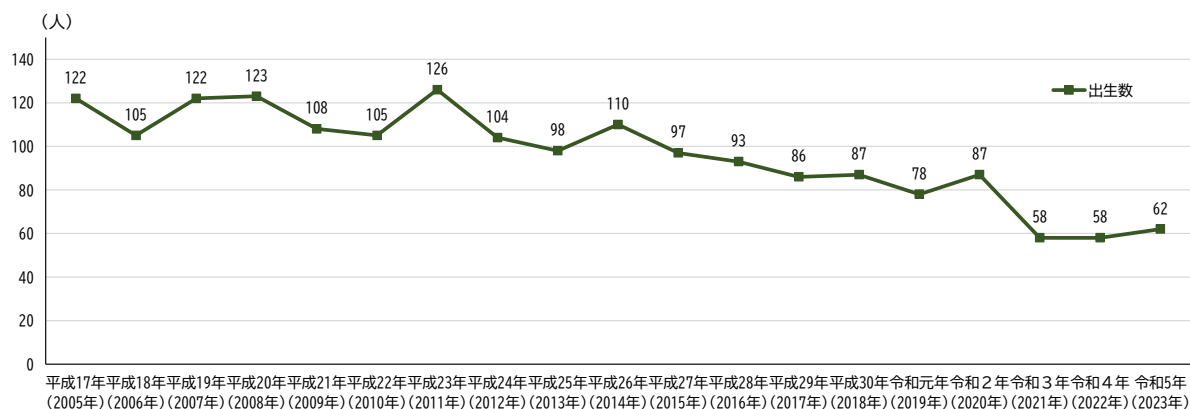


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
平成24（2012）年までは年度データ、平成25（2013）年以降は年次データ。
平成23（2011）年までは日本人のみ、平成24（2012）年以降は外国人を含む数字。

(2) 出生数の動向

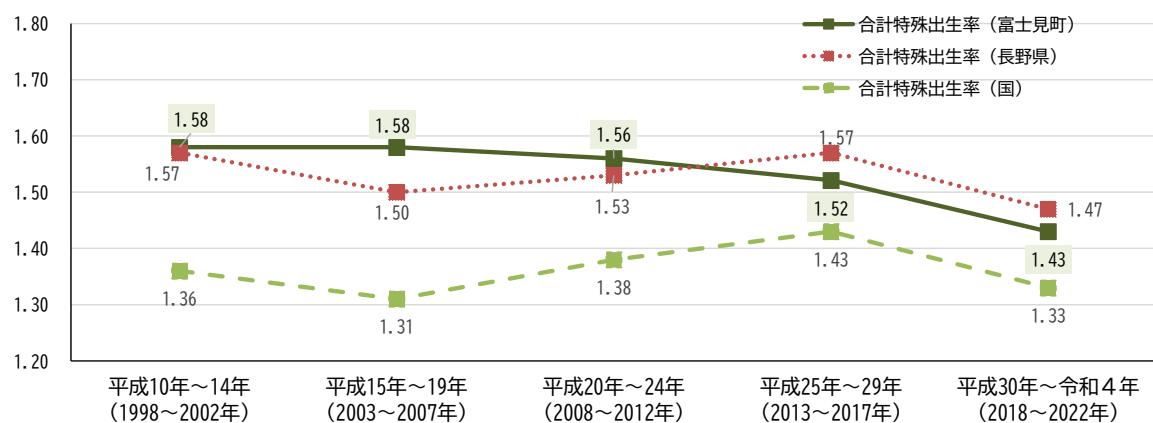
本町の出生数は、低下傾向にあり、令和5（2023）年は62人となっています。合計特殊出生率は低下傾向にあり、平成25～29年（2013～2017）年以降、長野県の水準より低くなっています。

図表 10 出生数の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
平成24（2012）年までは年度データ、平成25（2013）年以降は年次データ。
平成23（2011）年までは日本人のみ、平成24（2012）年以降は外国人を含む数字。

図表 11 合計特殊出生率の推移



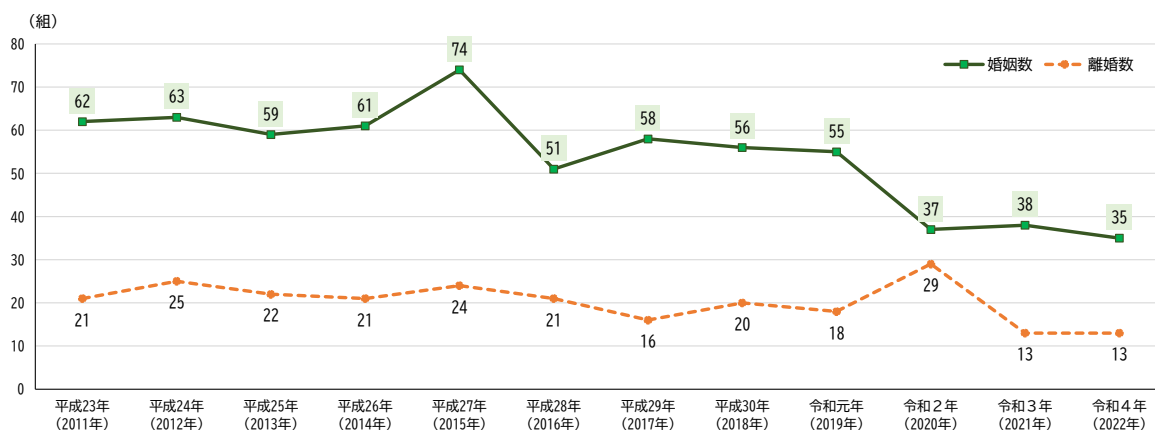
出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）」

(3) 結婚・離婚の状況

人口減少に伴い、婚姻数、離婚数ともに減っています。新型コロナウイルスの影響もあり、令和2（2020）年からは婚姻数が大きく低下しています。

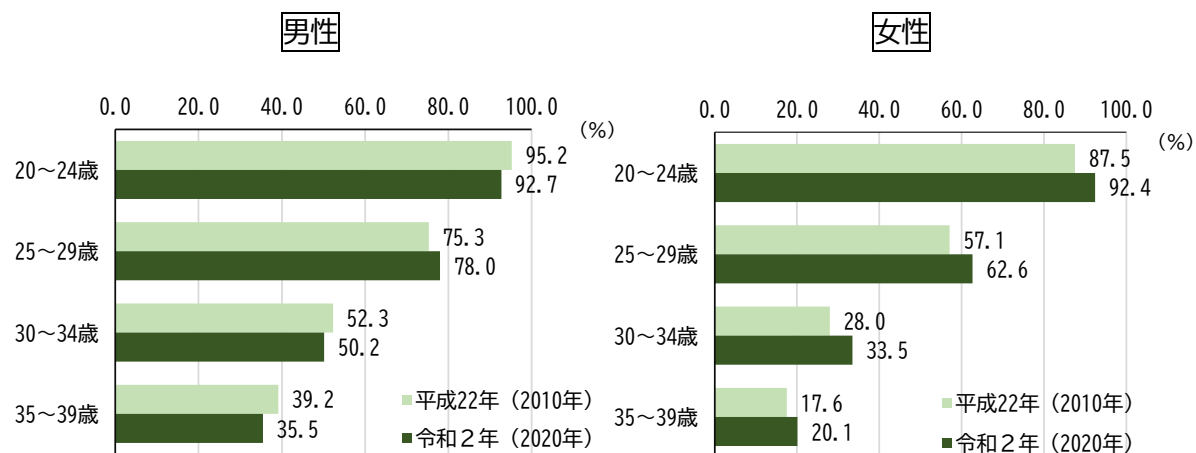
20代、30代の未婚率は、平成22（2010）年と令和2（2020）年を比較すると、20代及び30代前半の女性の未婚率が5ポイント程度上昇しています。

図表 12 婚姻数・離婚数の推移



出典：長野県「衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」

図表 13 年齢別 未婚率



出典：総務省「国勢調査」

2. 家庭と職場の状況

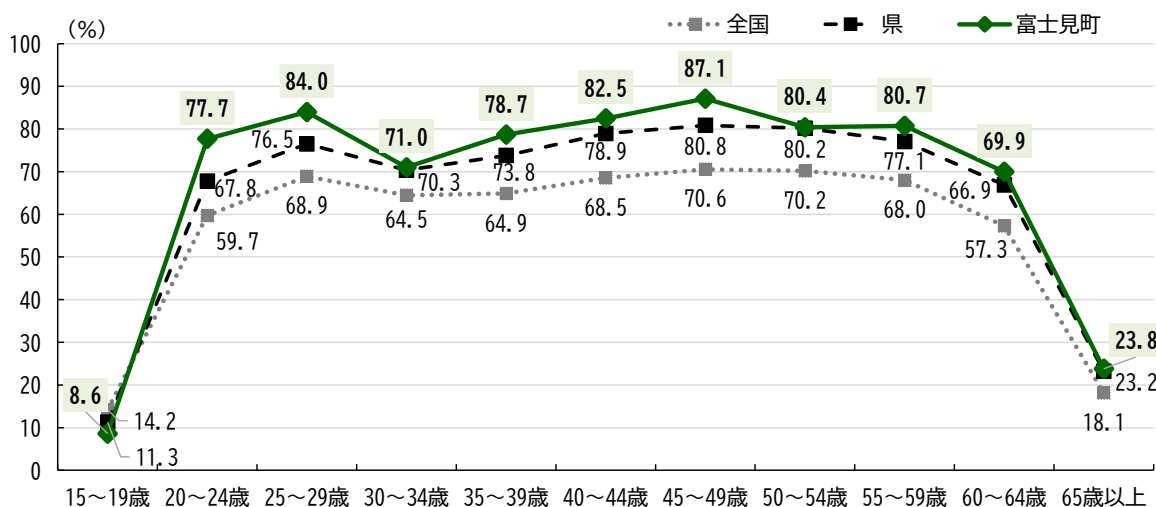
(1) 就業の動向

①女性の年齢別就業率

令和2（2020）年の本町の女性の年齢別就業率をみると、全国、長野県平均よりも高い傾向にあります。特に若い世代では、20代の就業率が高い状況です。なお、全国、長野県でも下がる傾向にある30～34歳は本町においても下がっており、M字カーブとなっています。

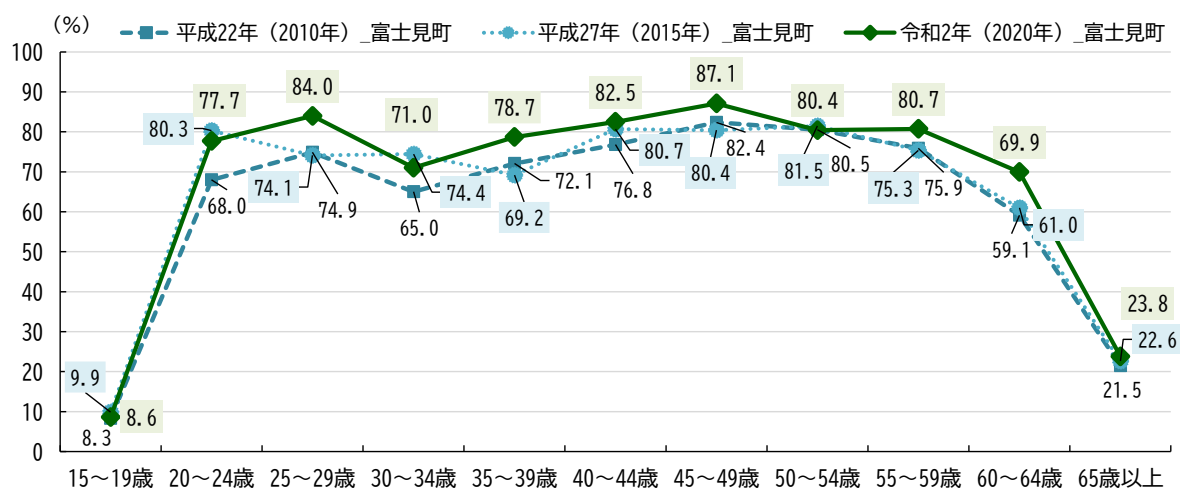
平成22（2010）年からの推移をみると、ほとんどの世代で就業率が上昇しています。特に平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて25～29歳の就業率が高くなっています。

図表 14 全国・長野県・富士見町の女性の年代別就業率（令和2（2020）年）



出典：総務省「国勢調査」

図表 15 富士見町における女性の年代別就業率の経年比較

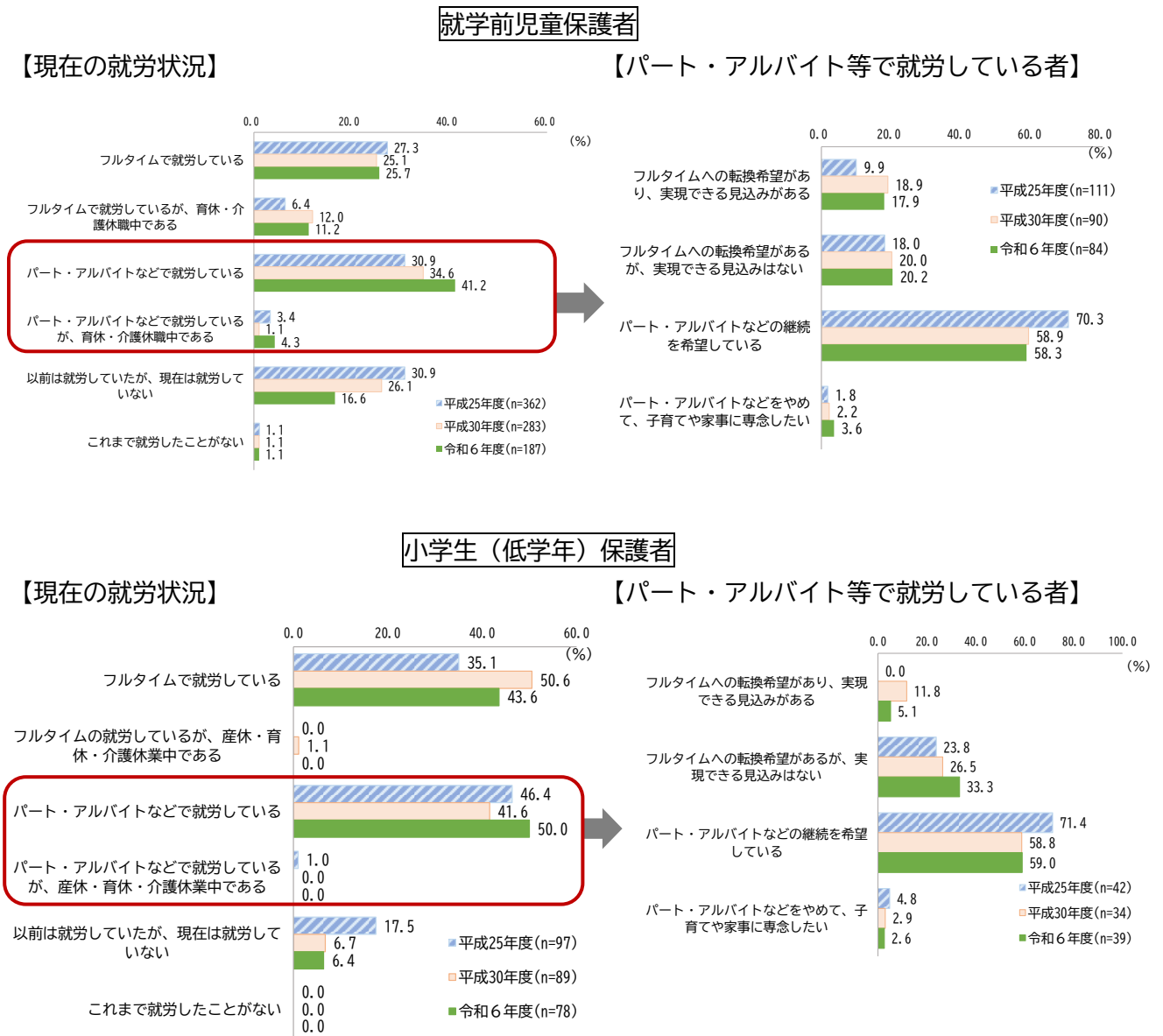


出典：総務省「国勢調査」

②母親の就労状況とフルタイムへの転換希望

母親の就労状況をみると、平成30（2018）年度調査と比べて、就学前児童、小学生（低学年）児童の保護者ともに「フルタイム」で働いている割合が高くなっています。パート・アルバイト等で就労している者の転換希望をみると、「フルタイム」への転換の意向も見られますが、約半数は「パート・アルバイト等」の継続を希望しています。

図表 16 母親の就労状況とフルタイムへの転換希望

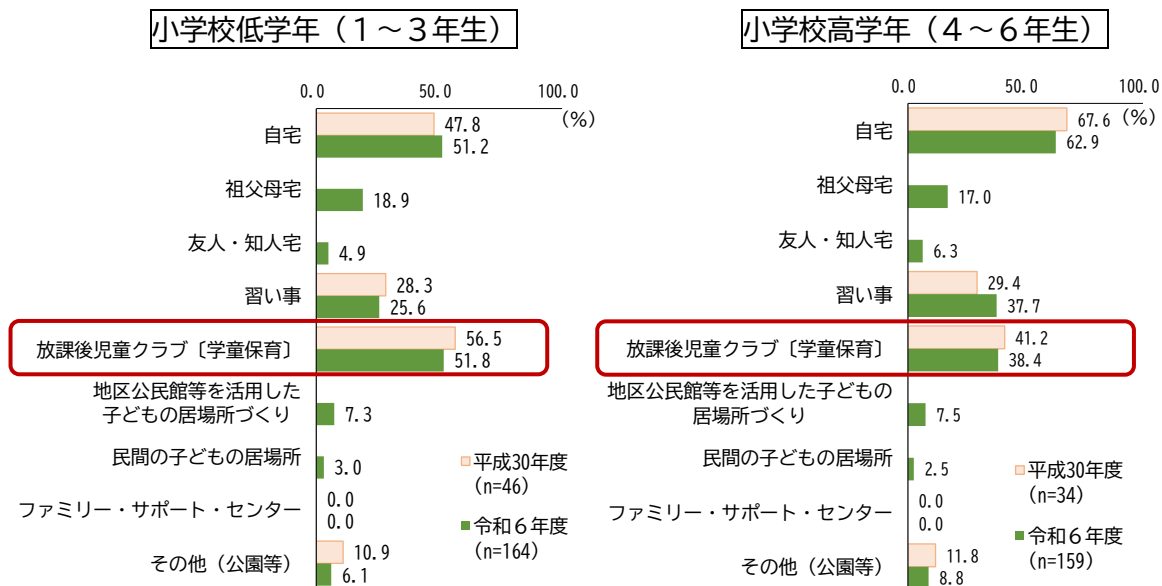


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

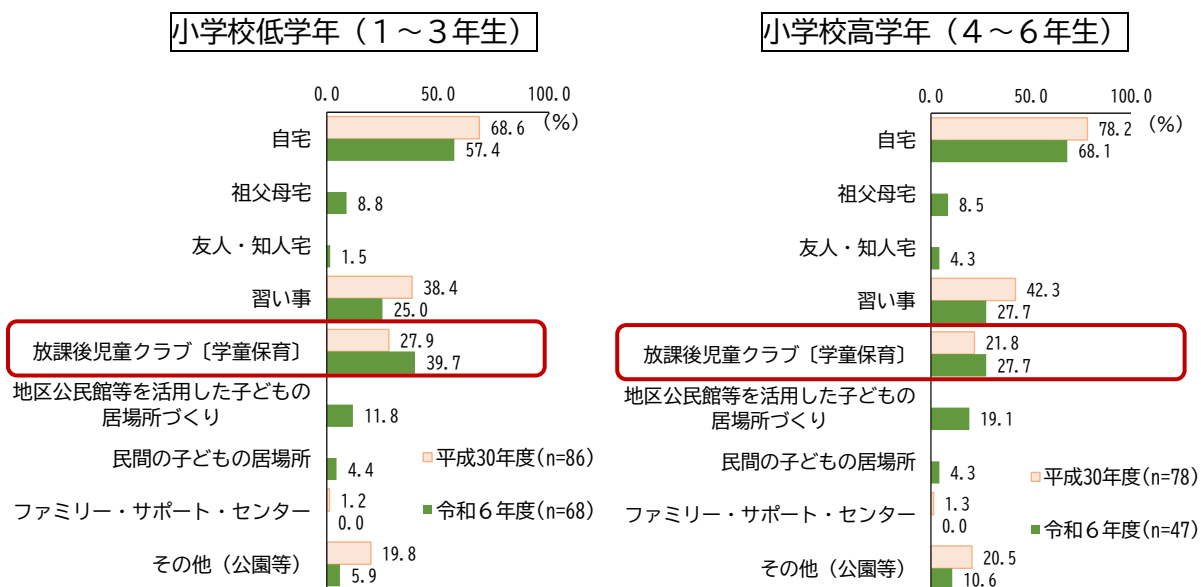
(2) 放課後の居場所

就労している保護者が増える中、放課後の居場所としては「放課後児童クラブ」の利用ニーズは高くなっています。

図表 17 就学前保護者が希望する放課後の居場所〔複数回答〕



図表 18 小学校低学年保護者が希望する放課後の居場所〔複数回答〕

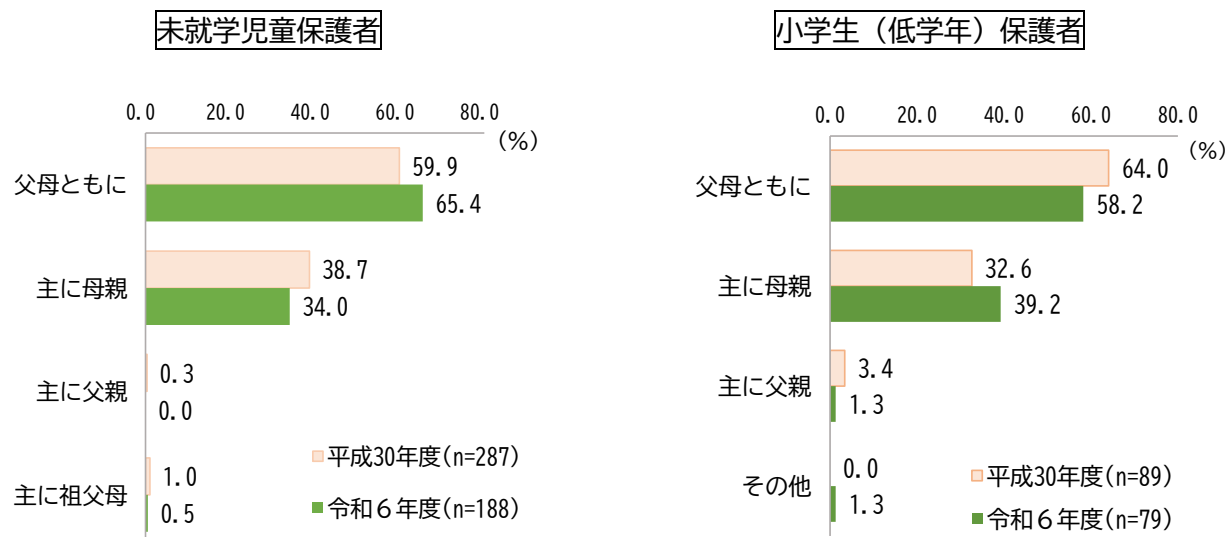


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

(3) 子育てに関わる人

子育てを主に行っている人は、平成30（2018）年調査と比べて「父母ともに」の割合が上昇しています。しかし、依然として「主に母親」が3割程度を占め、父親の育児参加を進めていくことが重要です。

図表 19 家庭において、子育てに日常的に関わっている方

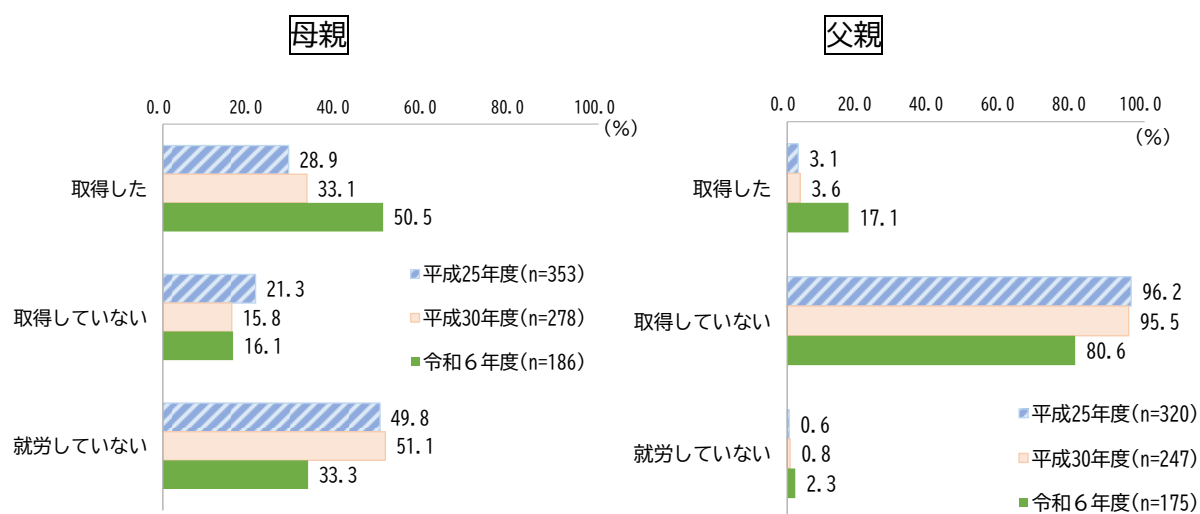


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

(4) 育児休業・休暇の取得状況

未就学児童保護者の育児休業を取得した割合を平成30（2018）年度と令和6（2024）年度で比べると、母親は33.1%から50.5%に、父親は3.6%から17.1%に上昇しています。取得率は上がっているものの、父親の取得率は1割台であり、母親と比較して低くなっています。父親の取得していない理由をみると、配偶者などが家にいたためが最多ですが、仕事への影響が大きい、収入減による経済的不安なども理由として挙がっています。

図表 20 就学前児童保護者の育児休業・育児休暇の取得状況



出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

3. 教育・保育のサービス利用状況

(1) 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

幼児期の教育・保育サービスを利用している園児数の推移を年齢別にみると、3歳未満児数は、令和元（2019）年度以降、横ばいで推移しています。比率は令和4（2022）年度に20.6%（63人）まで上昇しています。

3-5歳児の入園児をみると、少子化等の影響もあり、令和元（2019）年度と比較し1割程度減少しています。

図表 21 公立保育所年齢別入所園児数と3歳未満児の割合の推移

単位：人

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0歳児	3	0	1	1	0
1-2歳児	52	56	54	62	53
3-5歳児	309	274	271	243	270
合計	364	330	326	306	323
3歳未満児の割合	15.1%	17.0%	16.9%	20.6%	16.4%

出典：富士見町（各4月1日）

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施概況

下表は「地域子ども・子育て支援事業」の概況をまとめたものです。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてサービスの提供量が低下しましたが、令和5（2023）年度には一部を除いて回復しています。

図表 22 地域子ども・子育て支援事業の実施概況

事業名	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者支援事業（単位：人回/年）	67	38	48	42	46
地域子育て支援拠点事業（単位：人回/月）	498	348	401	441	409
妊婦健康診査（妊婦・乳児一般検診）（単位：人） ※妊婦健診のみ（乳児一般検診は含まない）	127	105	93	98	80
乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）（単位：人）	91	79	67	52	62
養育支援訪問事業（単位：人/年）	未実施	0	1	1	4
子育て短期支援事業（単位：人日/年）	0	0	0	0	0
ファミリーサポートセンター事業（単位：人日/年）	未就学児	45	10	91	130
	就学児	0	0	0	1
一時預かり事業（単位：人日/年）	192	250	458	328	423
延長保育事業（単位：人）	117	88	68	71	51
病児・病後児保育事業（単位：人日/年）	205	42	147	248	319
放課後児童クラブ（単位：人）	254	233	210	226	221

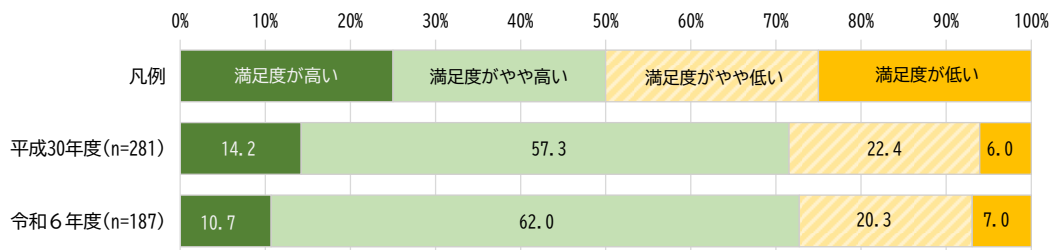
出典：富士見町

4. 子育て支援へのニーズと対応すべき課題の状況

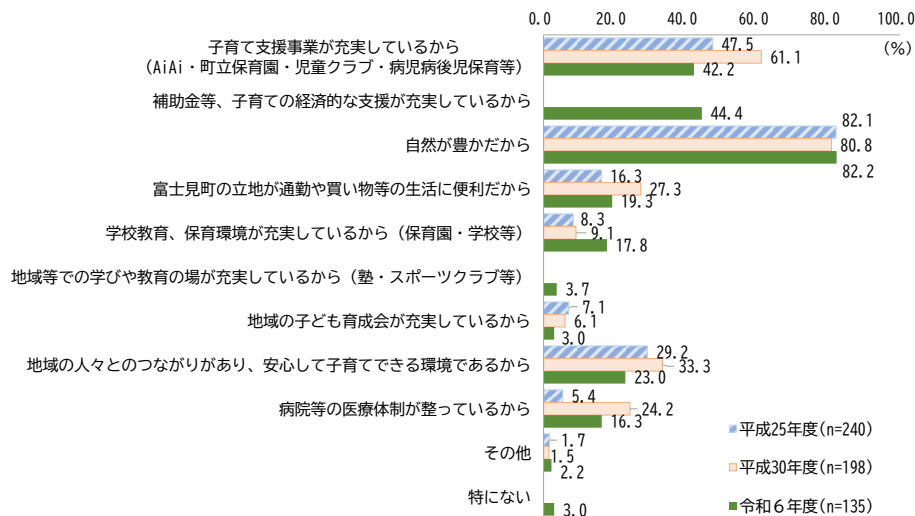
(1) 富士見町の子育て環境の魅力

就学前児童保護者の満足度（「満足度が高い」「満足度がやや高い」を合わせた割合）は、72.7%であり、平成30（2018）年度調査と同水準で推移しています。満足している人の理由としては「自然が豊かだから」「補助金等、経済的な支援が充実しているから」の順に高くなっています。満足していない人の理由としては「補助金等、経済的な支援が充実していないから」「子育て支援事業が充実していないから」などが挙がっています。

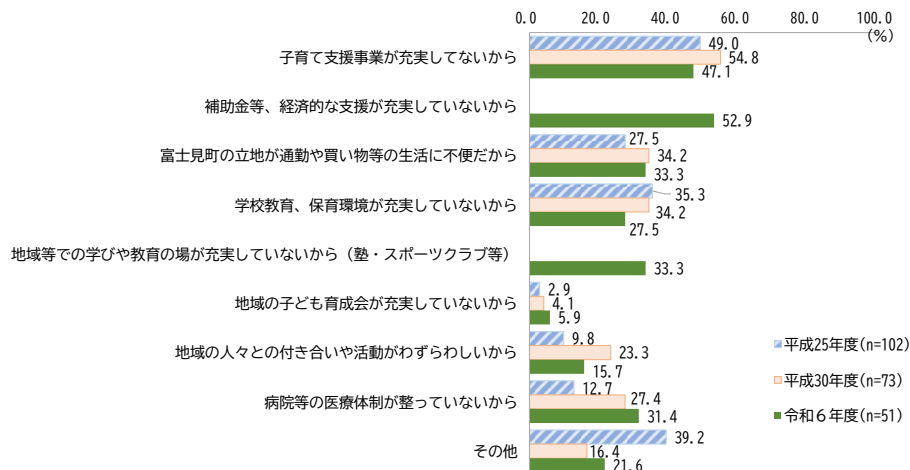
図表 23 就学前児童保護者の子育ての満足度／満足している人の理由【複数回答】



図表 24 就学前児童保護者の子育てに満足している人の理由【複数回答】



図表 25 就学前児童保護者の子育てに満足していない人の理由【複数回答】

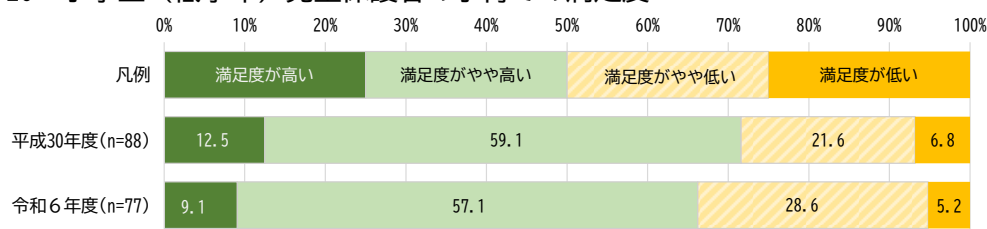


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

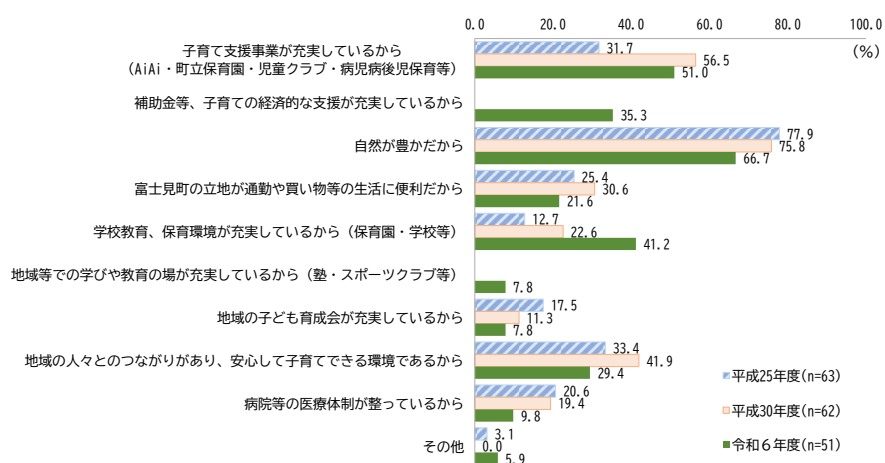
小学生（低学年）児童保護者の満足度（「満足度が高い」「満足度がやや高い」を合わせた割合）は、71.6%であり、平成30（2018）年度調査から5.4ポイント低下しています。

満足している人の理由としては「自然が豊かだから」「子育て支援事業が充実しているから」「学校教育、保育環境が充実しているから（保育園・学校等）」の順になっています。満足していない人の理由として「補助金等、経済的な支援が充実していないから」「地域等での学びや教育の場が充実していないから（塾・スポーツクラブ等）」などが挙がっています。

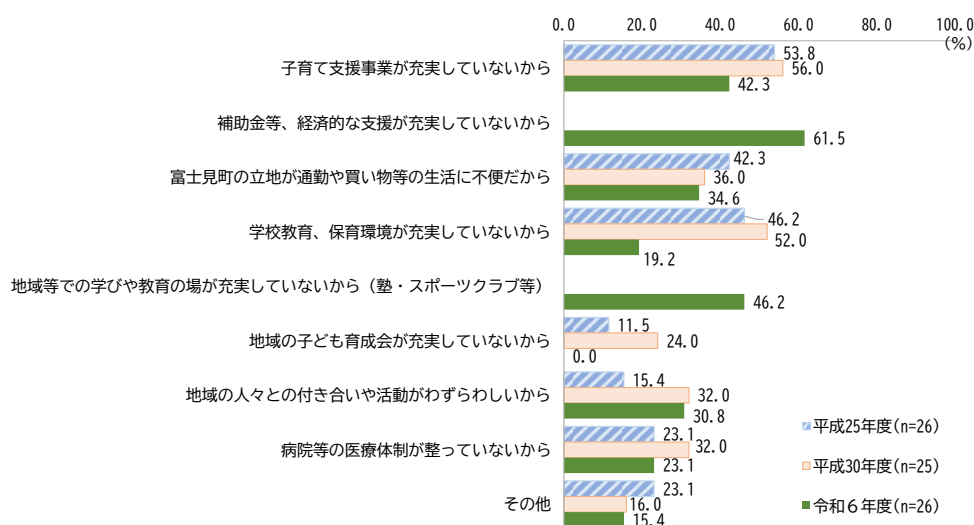
図表 26 小学生（低学年）児童保護者の子育ての満足度



図表 27 小学生（低学年）児童保護者の子育てに満足している人の理由【複数回答】



図表 28 小学生（低学年）児童保護者の子育てに満足していない人の理由【複数回答】

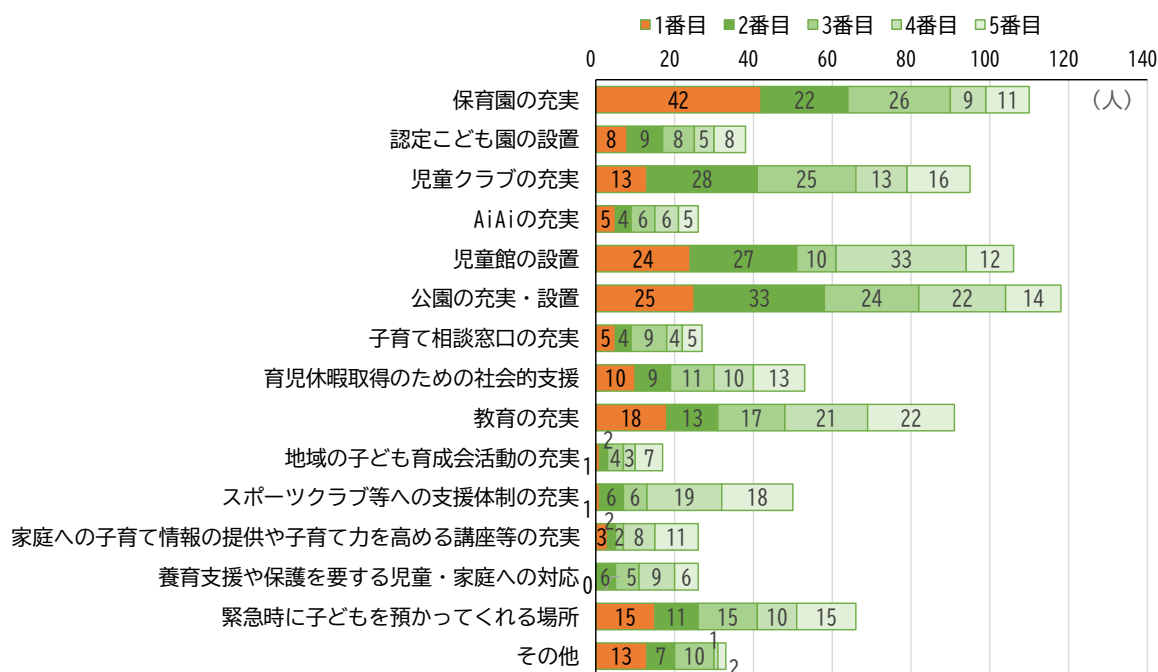


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

(2) 富士見町の子育て環境を向上させるために重要だと思うこと

就学前児童のいる家庭で、1番重要の割合が高いのは「保育園の充実」で、次いで「公園の充実・設置」「児童館の設置」の順に高くなっています。

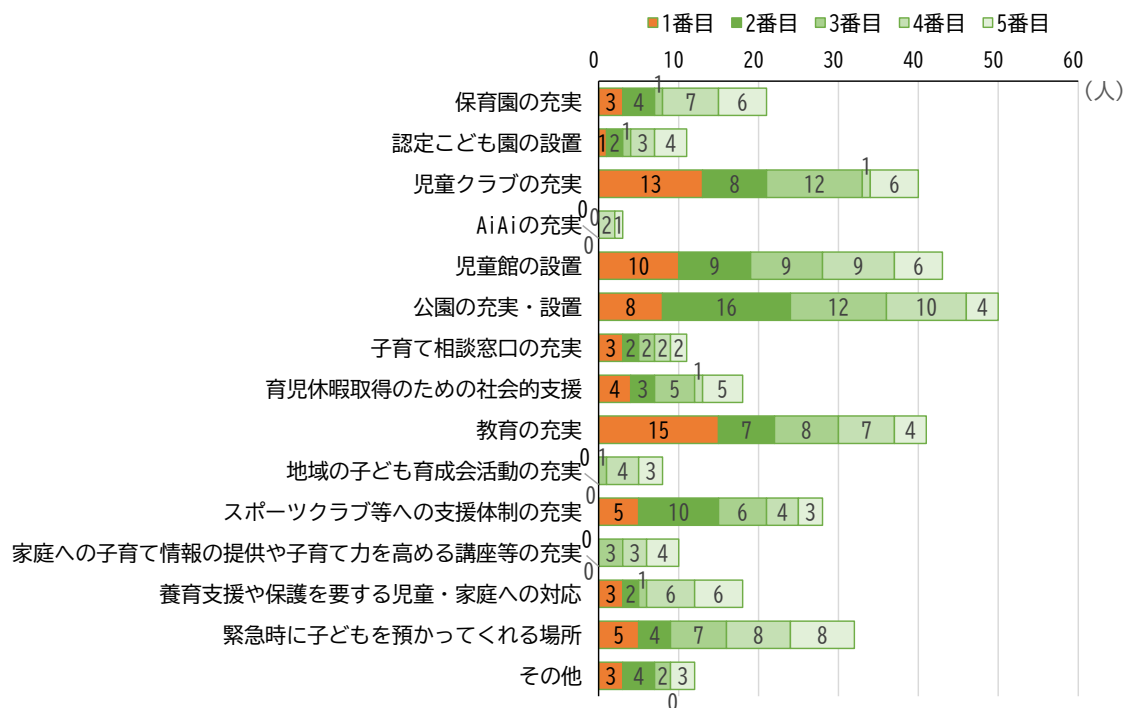
図表 29 就学前児童保護者の子育て環境を向上させるために重要だと思うこと



重要だと思うもの	1番重要		具体的主な内容
	人数	割合	
保育園の充実	42	23.0	・延長保育の時間 ・施設の老朽化、未満児の保育料 ・連絡ツールのオンライン化
認定こども園の設置	8	4.4	・認定こども園がほしい
児童クラブの充実	13	7.1	・一人あたりの面積が十分な施設（拡張、新設）にしてほしい ・配慮が必要な子への対応力の向上 ・弁当配達システムの導入、土日の預かり
AiAiの充実	5	2.7	・施設の利便性向上、15時以降の開館
児童館の設置	24	13.1	・保育園児や小学生が休日過ごせる場所がゆめひろば以外にもう一箇所必要 ・近くにほしい。子どもが徒歩で行ける
公園の充実・設置	25	13.7	・遊具を増やしてほしい ・室内で遊べる場所がほしい
子育て相談窓口の充実	5	2.7	・寄り添った対応、LINEやネット等の相談
育児休暇取得のための社会的支援	10	5.5	・まずは数日から取得する。収入の補てん
教育の充実	18	9.8	・習い事ができる場が知りたい ・富士見らしい取組
地域の子ども育成会活動の充実	1	0.5	・地区の夏祭りなどをやってほしい
スポーツクラブ等への支援体制の充実	1	0.5	・コーチへの手当、送迎対応
家庭への子育て情報の提供や子育て力を高める講座等の充実	3	1.6	・子育て関連のイベントの充実 ・3歳までの子どもが利用できる施設の設置
養育支援や保護を要する児童・家庭への対応	0	0	・自治体の取組の周知徹底
緊急時に子どもを預かってくれる場所	15	8.2	・急でも子どもを預かってもらえる制度 ・一時保育を利用しやすくしてほしい ・災害時等の緊急時に利用したい
その他	13	6.9	・医療費の無償化、経済的な支援
合計	183	100.0	

小学生（低学年）のいる家庭で、1番重要な割合が高いのは「教育の充実」で、次いで「児童クラブの充実」「児童館の設置」の順に高くなっています。

図表 30 小学生（低学年）児童保護者の子育て環境を向上させるために重要だと思うこと



重要だと思うもの	1 番重要		具体的主な内容
	人数	割合	
保育園の充実	3	4.1	・ 0～2 歳児園の充実 ・ 利用料の無償化
認定こども園の設置	1	1.4	・ 選択肢がなく、設置してほしい
児童クラブの充実	13	17.8	・ 現在、定員オーバーでこれから預かってもらえるか不安 ・ 子どもの人数が多く手狭。面積が狭い ・ 指導員の若手の育成が必要では ・ 20:00 頃まで預かってほしい
AiAi の充実	0	0.0	・ スタッフの教育
児童館の設置	10	13.7	・ 気軽に行ける所がほしい
公園の充実・設置	8	11.0	・ 家から歩いていける公園がほしい
子育て相談窓口の充実	3	4.1	・ 誰に相談していいかわからないことがあった
育児休暇取得のための社会的支援	4	5.5	・ 取りづらい状況を現場で感じる
教育の充実	15	20.5	・ 町内の習い事一覧表があるとよい
地域の子ども育成会活動の充実	0	0.0	・ 地域ごとに人数のかたよりがある
スポーツクラブ等への支援体制の充実	5	6.8	・ 親の負担（送迎や配車など） ・ 指導方法に難あり
家庭への子育て情報の提供や子育て力を高める講座等の充実	0	0.0	・ 父親（母親）に子育ての大切さを伝えてほしい
養育支援や保護を要する児童・家庭への対応	3	4.1	・ ヤングケアラーの相談支援
緊急時に子どもを預かってくれる場所	5	6.8	・ 簡単な手続きで利用したい
その他	3	4.1	・ 高校生までの医療費の無償化、経済的な支援 ・ 登下校の安全確保、通学バス
合計	73	100.0	

出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

5. 経済的に困窮している家庭の状況

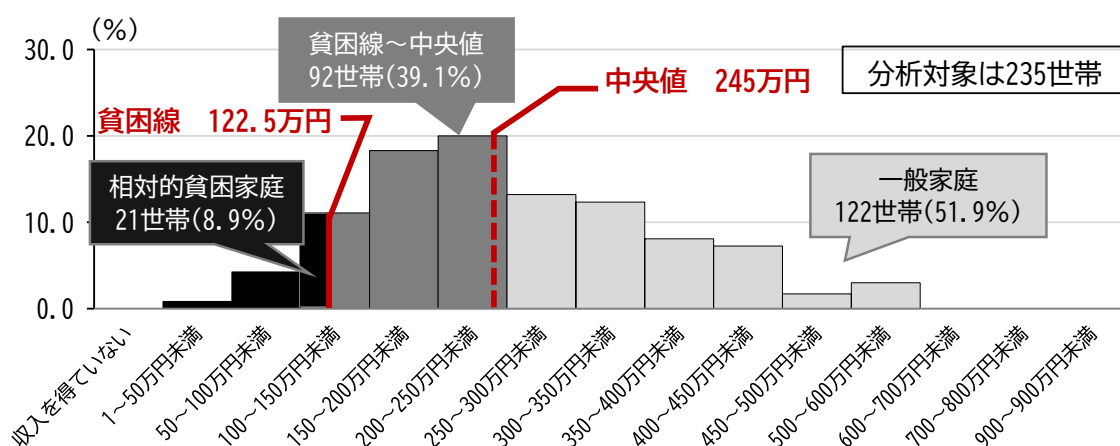
(1) 相対的貧困家庭の推定と格差の状況

就学前・小学校低学年児童の保護者に対するアンケートから本町の相対的貧困世帯の推定を行ったところ、本町における貧困線※は 122.5 万円、貧困線を下回る相対的貧困世帯は 8.9%となりました。

なお、分析対象は世帯年収及び同居人数の回答があった 235 世帯となっています。

※可処分所得を世帯人員の平方根で調整した所得の中央値（所得を多い順に並べた時にちょうど真ん中に来る値）の半分の値を貧困線とした。

図表 31 等価可処分所得と相対的貧困家庭の推定



図表 32 相対的貧困家庭等の分析の分類

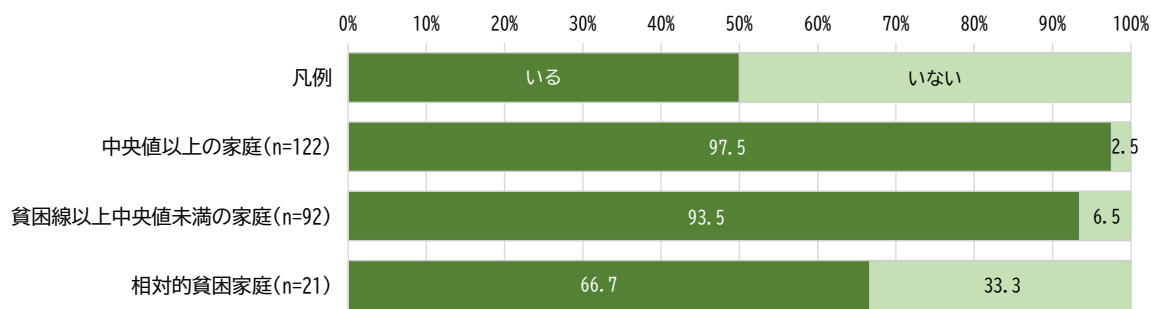
相対的貧困家庭	貧困線以上中央値未満の世帯	中央値以上の家庭
等価可処分所得が 122.5 万円未満の世帯	等価可処分所得が 122.5～245 万円未満の世帯	等価可処分所得が 245 万円以上の世帯

(2) 相対的貧困家庭の状況

①相対的貧困家庭の状況

配偶者の有無をみると、相対的貧困世帯において「いない」の割合が高く、ひとり親の割合が高い状況です。

図表 33 世帯類型別 配偶者の有無

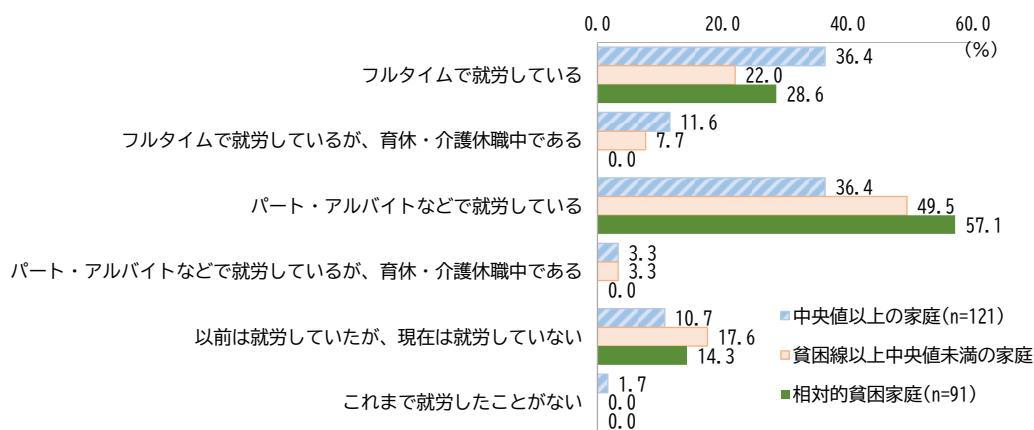


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

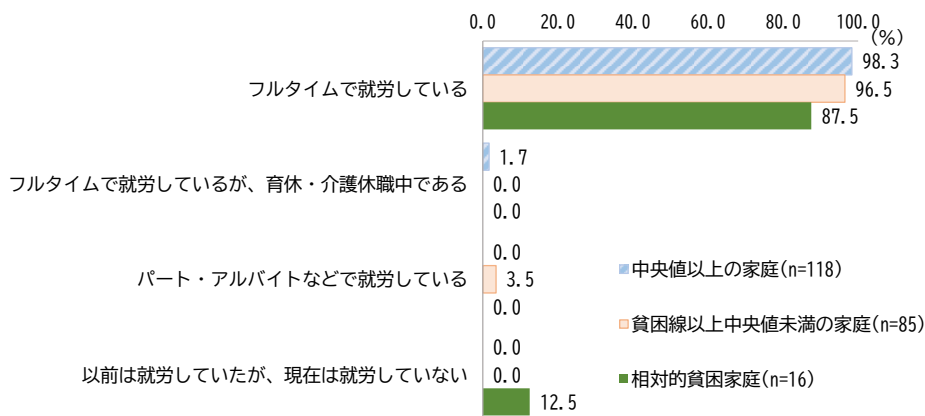
就労状況別にみると、相対的貧困世帯において母親は「パート・アルバイトなどで就労している」の割合が高くなっています。父親は「フルタイムで就労している」が大半ですが、「現在は就労していない」の割合も12.5%となっています。

現在の暮らしの状況をみると「苦しい」「大変苦しい」という割合が高くなっています。

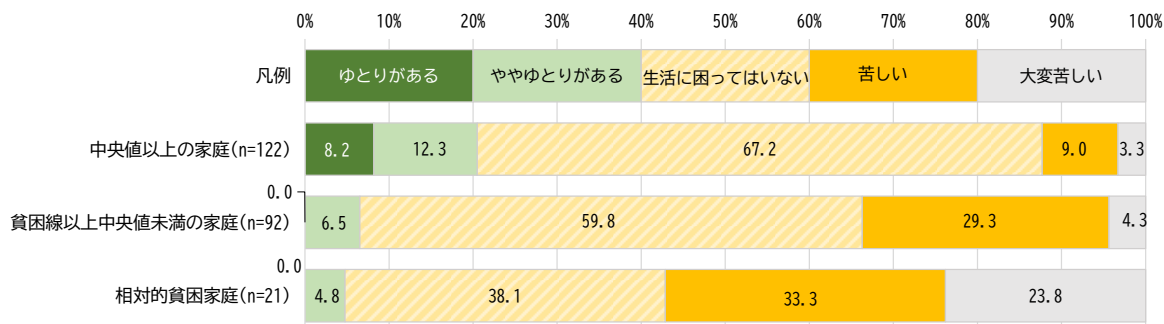
図表 34 世帯類型別 母親の就労状況



図表 35 世帯類型別 父親の就労状況



図表 36 世帯類型別 現在の暮らしの状況をどのように感じているか

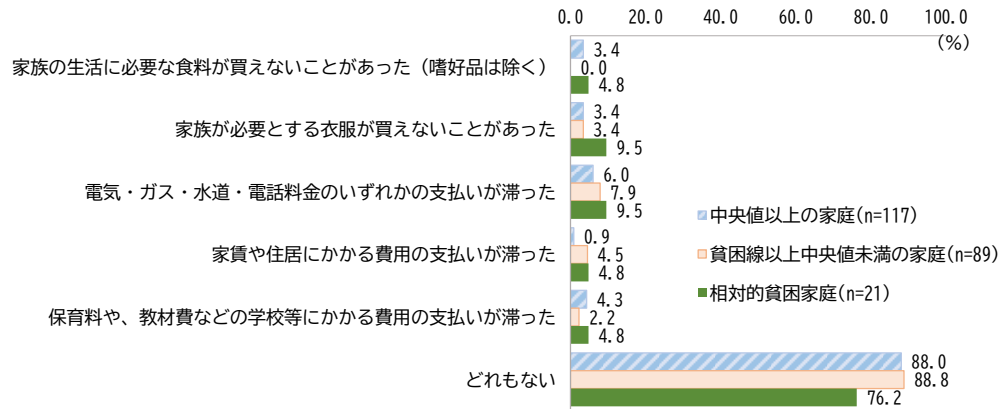


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

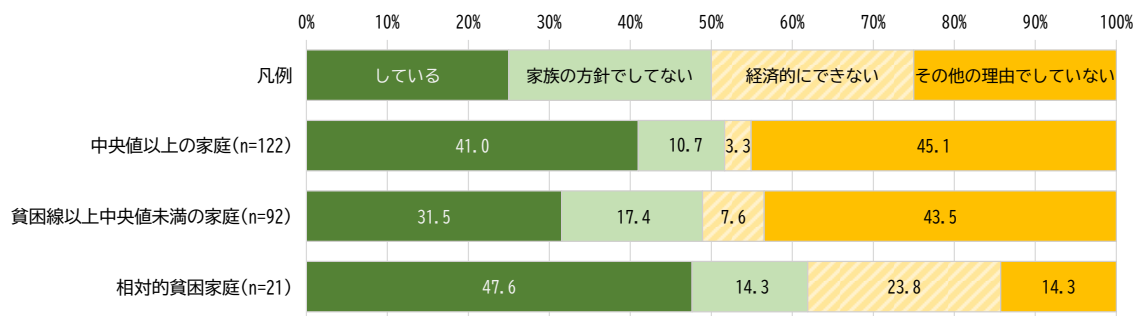
②経済的理由とした困難、格差

相対的貧困家庭の方が、経済的な理由により生活に必要なものの支払いが滞った経験をしており、「どれもない」は76.2%となっています。子どもの習い事や学習塾においても、「経済的にできない」という回答割合が高くなっています。

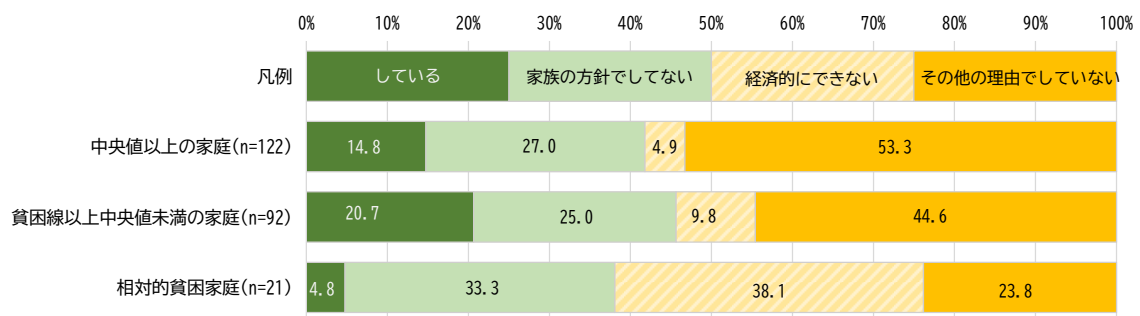
図表 37 世帯類型別 経済的な理由による経験（複数回答）



図表 38 世帯類型別 子どもの習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせている状況



図表 39 世帯類型別 子どもの学習塾に通わせる（通信教育や家庭教師に見てもらう）状況

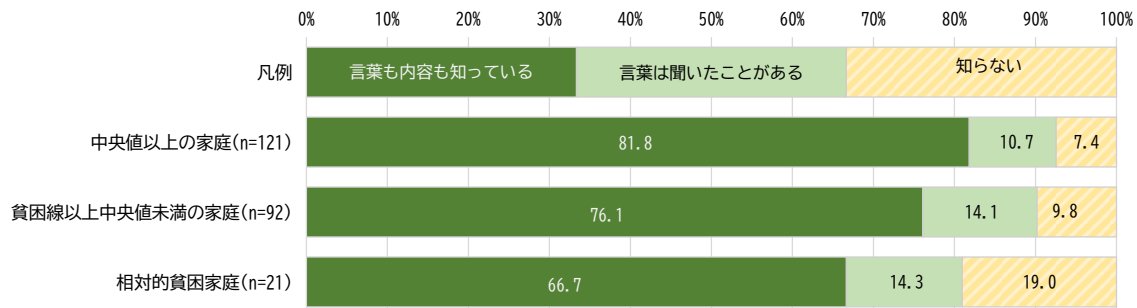


出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

③ヤングケアラーという言葉の認知度

ヤングケアラーという言葉の認知度は、相対的貧困家庭で「知らない」割合が高くなっています。周知をしていく必要があります。

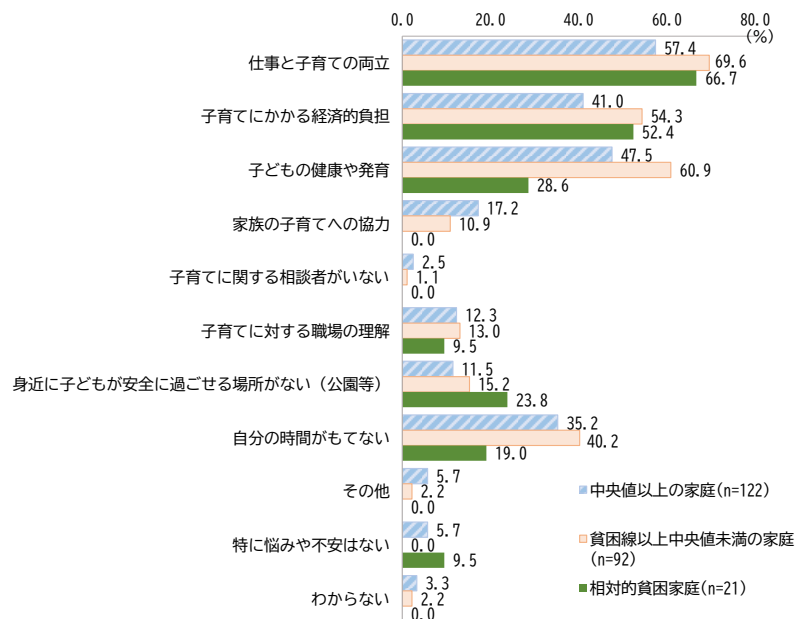
図表 40 世帯類型別 ヤングケアラーという言葉を知っているか



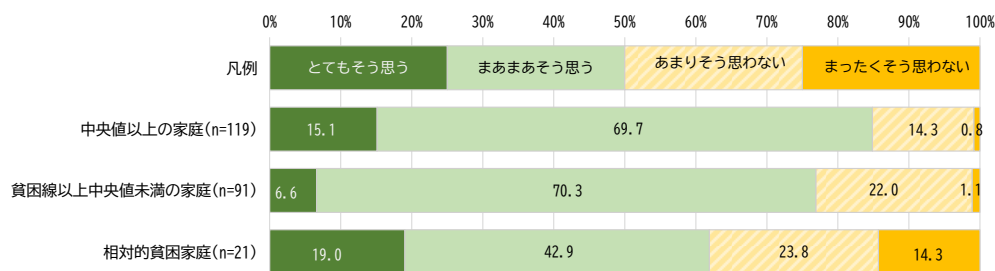
④子育ての悩み・不安、地域の暖かい声かけ・協力

子育ての悩み・不安をみると、相対的貧困家庭、貧困線以上中央値未満の家庭では「仕事と子育ての両立」「子育てにかかる経済的負担」の割合が高い傾向にあります。子育て家族に対して暖かい声かけや協力がある地域だと思うかに対して、相対的貧困家庭で「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」割合が高くなっており、傾向に違いがみられます。

図表 41 子育てする上で、特に悩みや不安を感じる事〔複数回答〕



図表 42 子育て家族に対して暖かい声かけや協力がある地域だと思うか



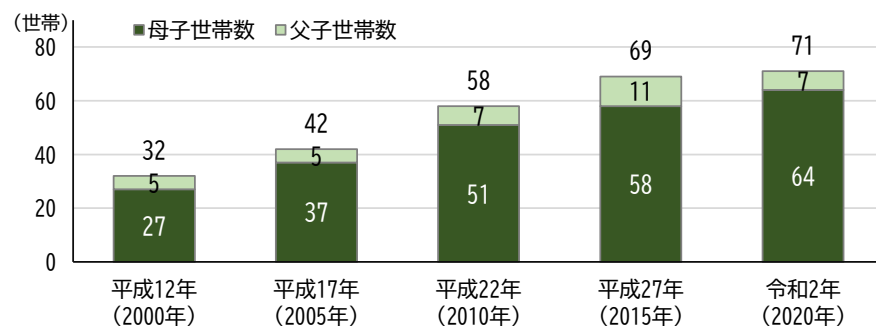
出典：富士見町「子ども・子育て支援に関する調査」

6. 子どものいる困難等を抱える世帯の生活状況

(1) ひとり親家庭の状況

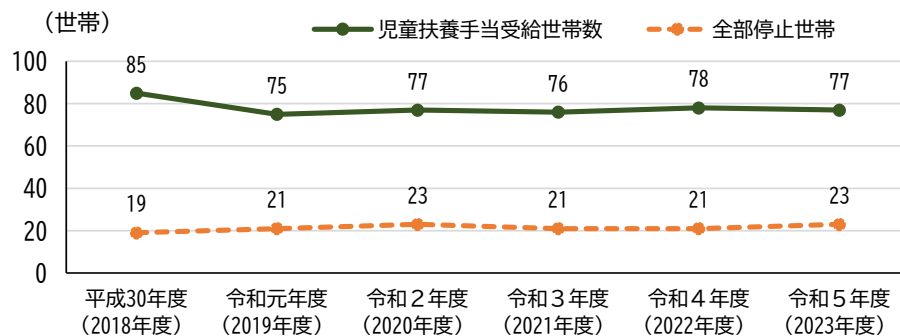
母子世帯は、増加傾向にあり、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年は約 1.25 倍となり、64 世帯となっています。児童扶養手当受給世帯は、近年、70 世帯台後半を推移しています。所得制限限度額以上となり、支給が停止となる世帯も毎年度 20 世帯程度あり、経済的に安定する世帯も一定程度みられます。

図表 43 母子・父子家庭の世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

図表 44 児童扶養手当受給世帯・全部停止世帯数の推移



出典：富士見町（各年度3月31日）

(2) 就学援助等認定者数

就学援助等認定者をみると、全体の認定割合は上昇しており、令和 5（2023）年度には小学校、中学校ともに 10%を超えました。

図表 45 就学援助等認定者数の推移

年度	小学校			中学校			合計		
	認定者数 (人)	全児童数 (人)	認定割合 (%)	認定者数 (人)	全児童数 (人)	認定割合 (%)	認定者数 (人)	全児童数 (人)	認定割合 (%)
平成30年度(2018年度)	43	751	5.7	39	378	10.3	82	1,129	7.3
令和元年度(2019年度)	66	739	8.9	39	367	10.6	105	1,106	9.5
令和2年度(2020年度)	75	732	10.2	33	368	9.0	108	1,100	9.8
令和3年度(2021年度)	80	702	11.4	36	383	9.4	116	1,085	10.7
令和4年度(2022年度)	80	704	11.4	35	373	9.4	115	1,077	10.7
令和5年度(2023年度)	88	685	12.8	43	357	12.0	131	1,042	12.6

出典：富士見町

(3) 家庭・児童に関する相談の状況

相談件数は、「児童虐待（疑い含む）」において令和2（2020）年度に減少しましたが、再び増加に転じ、令和5（2023）年度は 51 件となっています。また、「不登校相談」「その他」についても、相談件数が増加しています。

図表 46 新規相談受付件数と内容

単位：件

年度	児童虐待 (疑い含む)	養育不安等	育児・ しつけ等	不登校相談	非行相談	障がい相談	その他	合計
平成30年度(2018年度)	22	0	9	7	0	5	5	48
令和元年度(2019年度)	36	0	0	5	0	18	1	60
令和2年度(2020年度)	15	3	0	3	3	14	3	41
令和3年度(2021年度)	18	2	0	2	0	9	2	33
令和4年度(2022年度)	46	0	8	4	0	16	24	98
令和5年度(2023年度)	51	0	0	13	0	9	64	137

出典：富士見町

(4) 子ども・若者の自殺の状況

本町の近年の子ども・若者の自殺者数をみると、令和4（2022）年に1人ありました。町では「自殺対策計画」を策定し、子ども・若者に対して必要な支援に取り組んでおり、引き続き推進していきます。

図表 47 町全体と若者（39歳まで）の自殺者数の推移

単位：人

	町全体	うち、 39歳まで
平成30年(2018年)	0	0
令和元年(2019年)	2	0
令和2年(2020年)	2	0
令和3年(2021年)	3	0
令和4年(2022年)	3	1
令和5年(2023年)	0	0

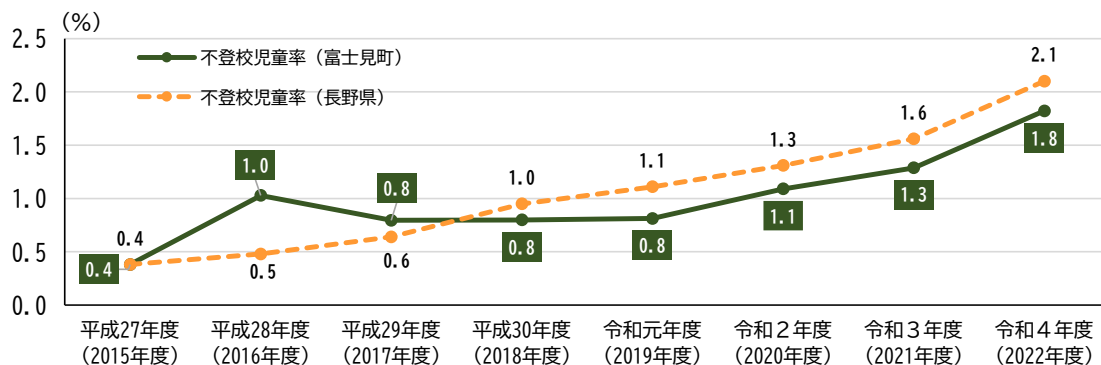
出典：厚労省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 不登校・ひきこもり等の状況

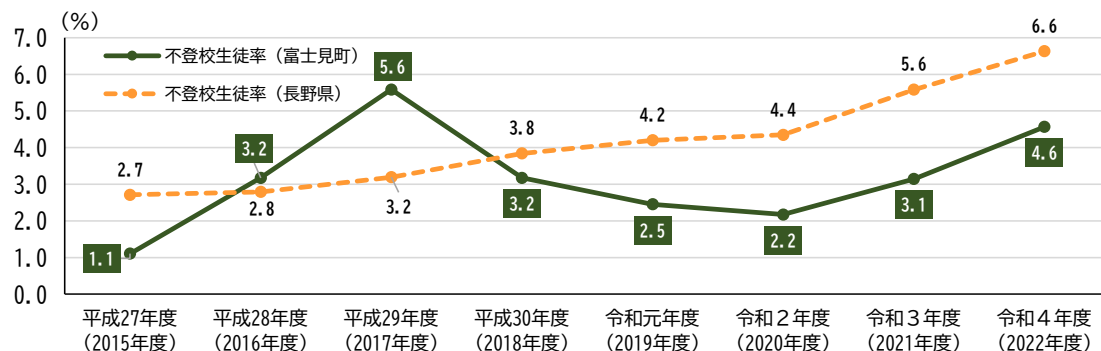
① 不登校の児童・生徒数の推移

本町の不登校の児童数、生徒数ともに増加傾向にあります。全児童・生徒数に占める不登校児童・生徒の割合をみると上昇しています。

図表 48 不登校の児童数の推移



図表 49 不登校の生徒数の推移



出典：富士見町、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② ひきこもりの相談件数の推移

ひきこもりの相談件数は、令和4（2022）年度より相談件数を把握しており、初年度は5件でした。令和5（2023）年度は新たに2件の相談がありました。

図表 50 ひきこもりの相談件数

単位：件

年代	令和4年度	令和5年度
10代	2	0
20代	1	0
30代	2	2
合計	5	2

- いずれもその年度中に新規で相談を受けた件数
- 令和4年度調査より相談件数を把握

出典：富士見町「ひきこもり支援に関する状況調べ」

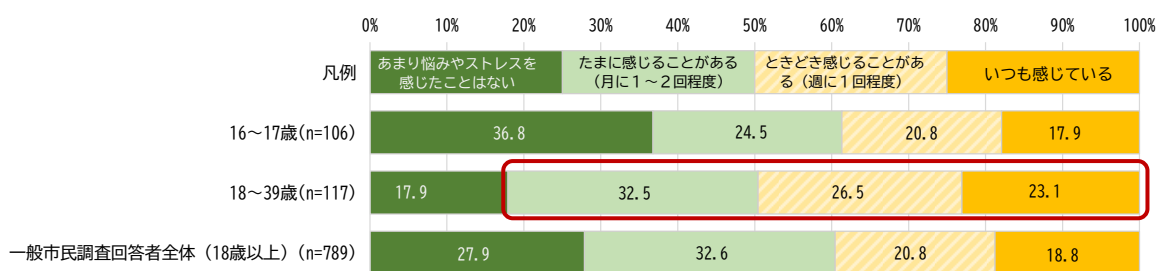
7. 若者の状況

(1) 悩みや苦勞、ストレス、不満の状況

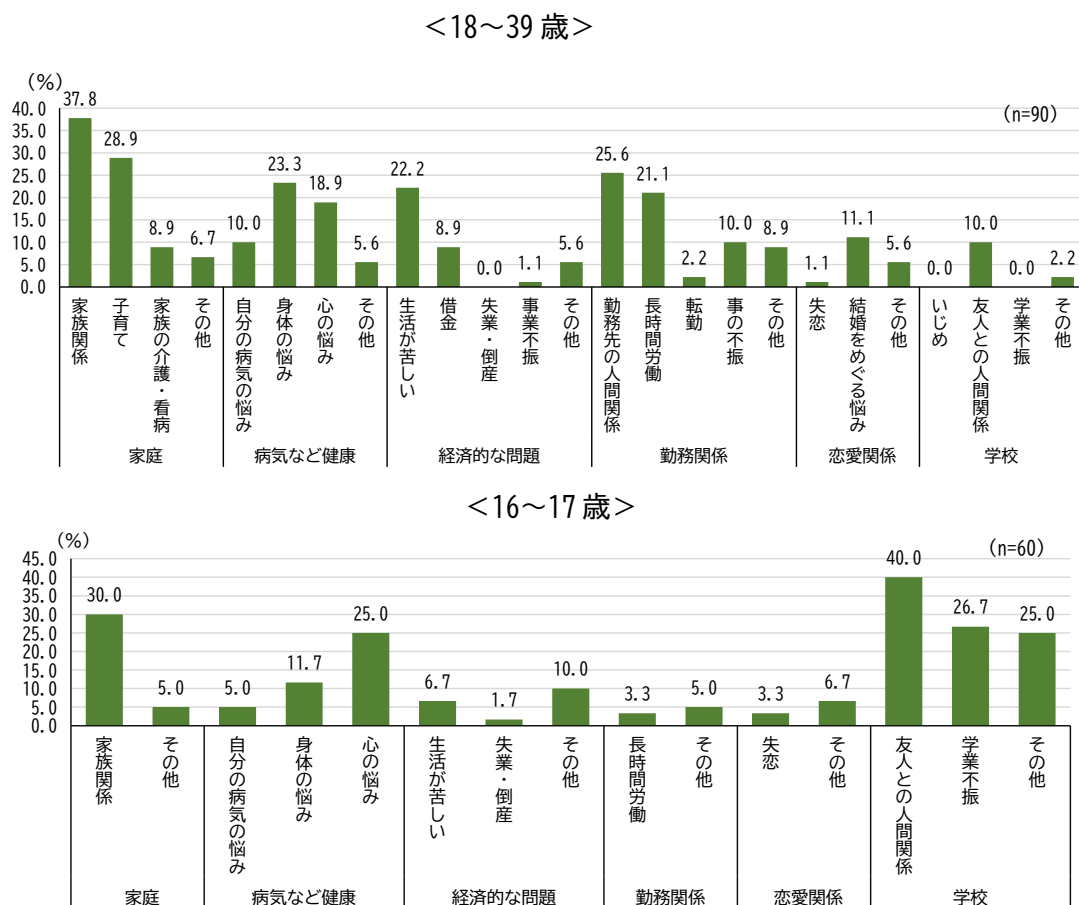
第6次富士見町総合計画策定時に実施した調査から、若者の回答を抽出し分析を行いました。悩みや苦勞、ストレス、不満を抱える状況としては、18～39歳で月に1回以上感じる割合が高くなっています。その理由や原因をみると、勤務関係、家庭、健康上、経済的な問題など、多岐にわたっています。

16～17歳では、学校の問題が全般的に高い傾向にあります。家族関係、心の悩みなども見られます。

図表 51 悩みや苦勞、ストレス、不満の状況（令和4（2022）年）



図表 52 悩みや苦勞、ストレス、不満を月に1回以上感じる人のその理由や原因（令和4（2022）年）

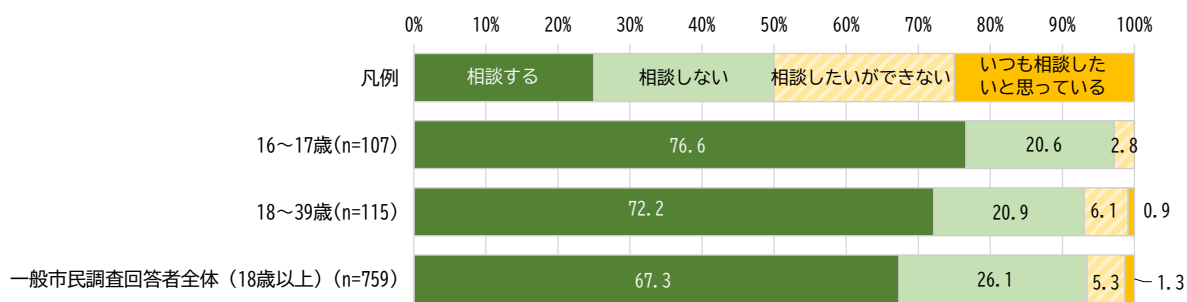


出典：富士見町「第6次富士見町総合計画にかかる若者意識調査」、「第6次富士見町総合計画にかかる町民意識調査」

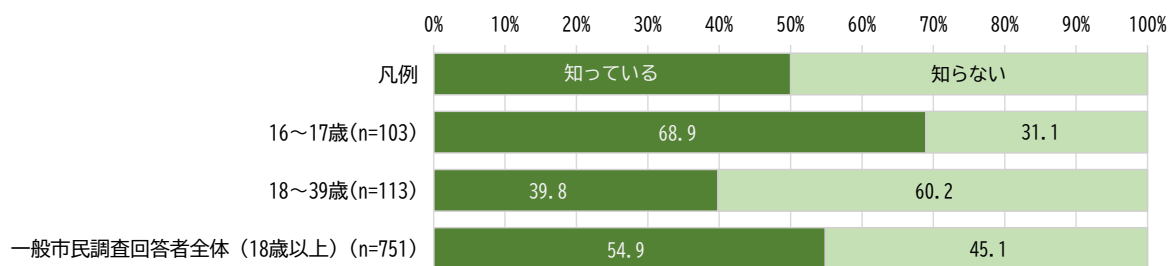
(2) 相談先や相談窓口の認知度

悩みがある時やストレスを感じた時の相談状況をみると、「相談する」の割合は、16～17歳で高くなっています。また、18～39歳で、精神的なストレスや不安などを相談できる窓口の認知度が低い傾向にあります。

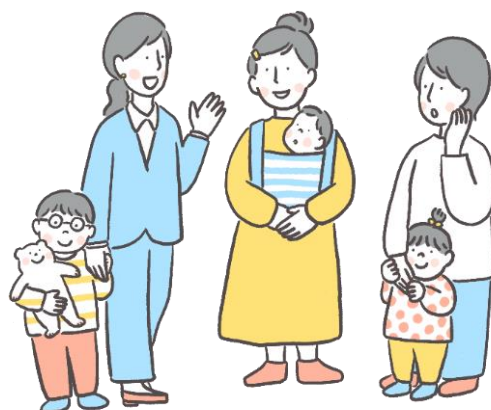
図表 53 悩みがある時やストレスを感じた時に、誰かに相談するか
(令和4(2022)年)



図表 54 精神的なストレスや不安の相談窓口の認知度 (令和4(2022)年)



出典：富士見町「第6次富士見町総合計画にかかる若者意識調査」、
「第6次富士見町総合計画にかかる町民意識調査」



8. 子ども・若者を対象とした意見募集、ワークショップの結果

(1) 実施概要

子ども・若者が住みやすいまちの実現に向けて必要な取組を把握するために、WEB での意見募集とワークショップを実施しました。

<子ども・若者（39 歳まで）の意見募集>

- ・方法：富士見町ホームページ上に Web フォームを開設し、意見募集
- ・実施期間：11 月 1 日～11 月 30 日
- ・回答者数：68 人（小中学生 12 人、高校生 26 人、18～39 歳 30 人）

<まちトーク！ワークショップ>

小中学生対象

- ・日時：11 月 24 日（日）
- ・場所：ユースセンターまるいち
- ・参加者数：11 人

高校生対象

- ・日時：11 月 13 日（水）
- ・場所：ユースセンターまるいち
- ・参加者数：9 人

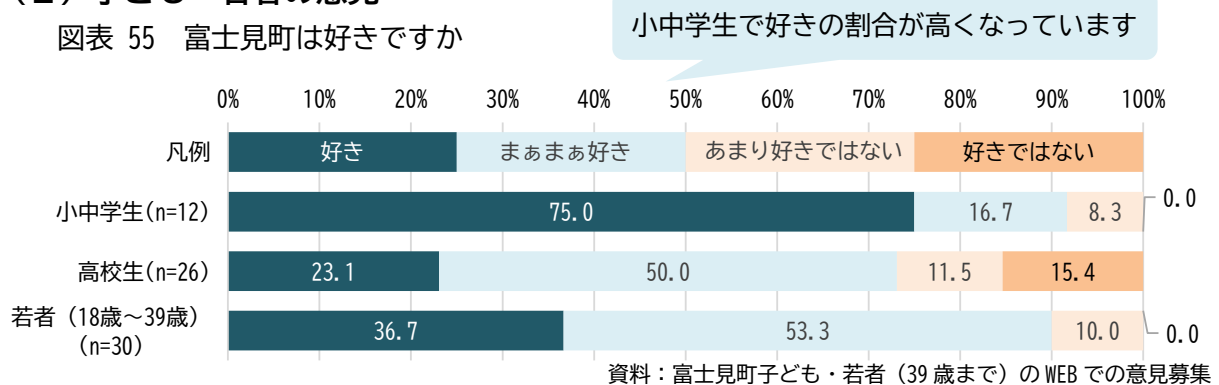


ワークショップ参加者の感想

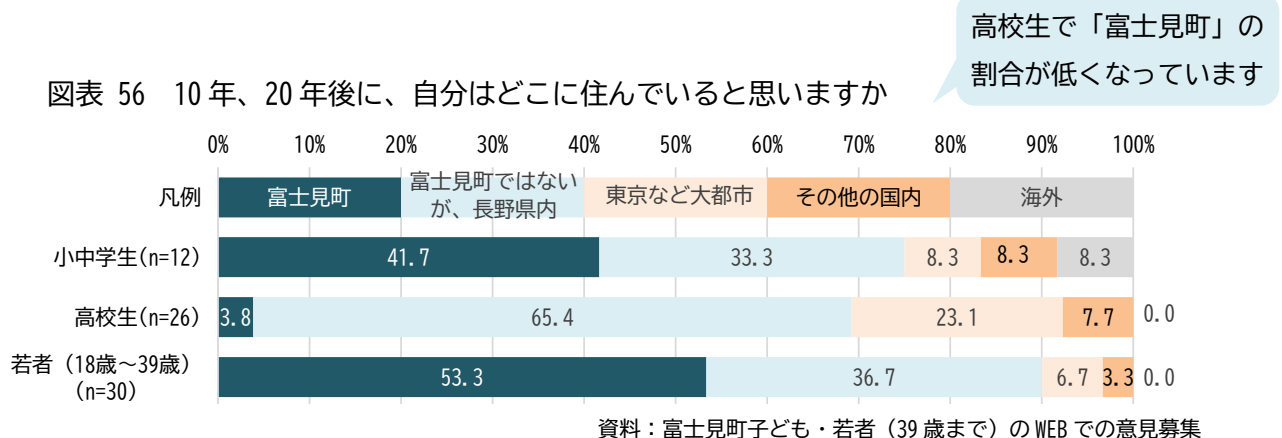
- ・思っていることが言えた
- ・みんなが考えてることも知れた
- ・いいところも悪いところも同じくらい出た
- ・みんな同じようなことを思っている
- ・思っていることを共有して、共感できた
- ・富士見町がもっと良くなるといいな

(2) 子ども・若者の意見

図表 55 富士見町は好きですか



図表 56 10 年、20 年後に、自分はどこに住んでいると思いますか



◆富士見町の良いところ・好きなところ、不満なところ・もっとこうだったらいいな

意見募集及び「まちトーク！ワークショップ」で出された主な意見を掲載しています。

	富士見町の良いところ・好きなところ	不満なところ・もっとこうだったら
小中学生の声	・自然が豊かで、水や空気が美味しい ・景色がいい ・地域の人たちもみんな優しいところ ・父さんと母さん、おばあちゃんがいるから ・スキー場が近くにあり、冬を満喫できる ・富士見パノラマで自転車に乗れる	・楽しい遊び場所、公園が増えたらうれしい ・子どもが好きなお店が少ない、お店を増やしてほしい（本屋、商業施設、娯楽施設、チェーンの飲食店、コンビニなど） ・バスに乗って学校に行きたい ・宿題やテストの回数を減らしてほしい ・学校のクラブが2週間に1度しかない ・学校のルールが多くて減らしてほしい
高校生の声	・町民が暖かい ・自然豊かなところ ・川とかに行くと面白い ・家からでも景色がきれい。風景が好き ・史跡があるところがよい ・駅が学校の近くにある ・駅が3つあって移動しやすくて好き ・コンビニが近くにある ・富士見でしか採れないものもあるから	・もう少しお店の数を増やしてほしい（カラオケ、大型ショッピング店、娯楽施設、チェーン店、コンビニなど） ・駅周辺にしか子どもたちの遊べるところがない。座れる場所、遊べる場所がない ・冬が寒い。夜暗く、街灯を増やしてほしい ・電車やバスの本数が少ない。交通が不便 ・町のホームページを使いやすくしてほしい ・歩道がない場所があり、危ない ・見直してほしい校則（朝、携帯を回収され放課後まで利用できないことや防寒着の着用制限）がある ・学習環境や学校生活を改善してほしい
若者の声	・自然豊か、晴天率が高い ・自然豊かな地域性と、都会的なセンスが共存しているところ ・景色がきれい。野菜が美味しい。自然の中で育児ができる ・人が優しい。人があたたかい ・生活に困らない程度の田舎であること ・生活に必要な物がまとまったエリアで購入できる。首都圏にアクセスしやすい ・交通量が多過ぎず運転しやすい ・子育て支援金などが充実している	・児童クラブに英語や運動指導の専門員を配置してほしい ・室内で子どもを遊ばせられる場所がない ・「子育て応援券」の対象年齢の引き上げ ・区の出払いや役員の仕事が多く負担 ・脇道のアスファルトが一年中ぼこぼこ ・お店が少なく買い物や就職先が町外になる ・ラレーションの導入 ・駅がベビーカーでの移動時に不便で、エレベーターがほしい。電車の本数が少ない ・スクールバスを拡張してほしい

資料：富士見町子ども・若者（39歳まで）のWEBでの意見募集及びまちトーク！ワークショップ

子ども・若者の意見募集やワークショップ等の結果をもとに以下の事業を拡充します。

- ハヶ岳定住自立圏（北杜市・富士見町・原村）子育て支援施設の相互利用の促進（基本施策 1-1-4）
- 放課後子ども教室の実施（基本施策 1-3-4）
- 「子育て応援券」の対象者の拡充（基本施策 3-1-1）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（目指すまちの姿）

【富士見町のこども施策の基本理念】



子ども・若者が希望をもって暮らせるまち

本計画では、子ども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、権利が守られ、困難を抱えても希望をもって暮らせるまちを目指します。

そして、富士見町の豊かな自然、地域資源、多様な人たちの中で、すべての子ども・子育て家庭・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくれるように下記の基本目標に取り組みます。

また、本計画の推進にあたっては、子ども・子育て家庭、若者の視点に立って意見を聞き、子どもや若者にとって最善の利益を考えていきます。

基本目標Ⅰ	地域全体で見守り支えることで、子ども・若者が健やかに成長し自立できるまち
基本目標Ⅱ	子ども・若者の声が届き、いきいきと活躍できるまち
基本目標Ⅲ	様々な困難を抱えた子ども・若者が希望をもって暮らせるまち



2. 計画の基本目標

基本目標ごとに現状・課題、方向性を示します。

基本目標Ⅰ

地域全体で見守り支えることで、子ども・若者が健やかに成長し自立できるまち

妊娠前の段階及び妊娠・出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期※を通じて、子どもの心身の成長を切れ目なく支援する体制を構築します。共働き世帯が増える中、育児の負担軽減などに向け、質の高い教育・保育のサービスの提供を図ります。また、子ども・若者の健やかな成長と自立に向け、学びの支援、放課後の居場所の確保、不登校に対する丁寧な対応、就職や希望者への結婚支援などを行います。

【現状・課題】

- ・ 3歳未満児の保育の利用は、共働きの増加による利用率の上昇、転入者の増加等もあり、横ばいで推移しており、必要な保育体制を構築していくことが必要です。
- ・ 共働き世帯が増加している中、放課後の居場所としては「放課後児童クラブ」の利用ニーズは高くなっています。
- ・ 保護者アンケートにおいて、子育て環境を向上させるために重要なこととしては保育園の充実、子どもの遊び場や児童クラブの充実などが挙がっています。
- ・ 本町の不登校の児童数、生徒数ともに増加傾向にあります。

【推進する施策と新規・拡充する主な取組】

施策 1-1 誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援

- ・ 【拡充】 産後間もない時期に必要な専門的な支援（産後ケア）の強化
- ・ 【拡充】 ハケ岳定住自立圏（北杜市・原村・富士見町）子育て支援施設の相互利用の促進
- ・ 【新規】 富士見町こども買い物パスポートの配布
- ・ 【拡充】 こども家庭センターによる相談支援の実施・相談窓口の周知

施策 1-2 質の高い教育・保育サービスの提供

- ・ 【拡充】 3歳未満児の保育ニーズの拡大に対応した受け入れ体制の構築
- ・ 【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
- ・ 【拡充】 ショートステイ事業・レスパイト事業

施策 1-3 学童期・思春期の継続した育ちの支援

- ・ 【拡充】 未来をきりひらく資質・能力を育成する授業の改善
- ・ 【拡充】 一人1台のタブレット端末を活用した ICT 教育の充実
- ・ 【拡充】 不登校や学校に行きづらい児童生徒への支援
- ・ 【拡充】 包括的性教育の推進
- ・ 【拡充】 放課後児童クラブの充実（富士見小学校児童クラブの増設、土曜開所の実施）
- ・ 【拡充】 放課後子ども教室の実施

施策 1-4 青年期以降の自立と自己実現の支援

- ・ 【新規】 求職者から選ばれる働きやすい職場環境整備の促進

※乳幼児期は義務教育年齢に達するまで、学童期は小学生、思春期は中学生から概ね18歳まで、青年期は概ね18歳から30歳未満までをさす。

基本目標Ⅱ

子ども・若者の声が届き、いきいきと活躍できるまち

権利の主体として、すべての子ども・若者の権利が守られ、尊重されるよう、町民一人ひとりの理解を促します。こども基本法では、当事者の意見を聞き、施策に反映することが重視されており、子ども・若者自身の声を様々な施策に活かします。

また、地域全体で子どもの成長と学びを支え、子どもの豊かな心の育成、健やかな成長、小児医療体制の充実を行い、保護者の安心感の醸成につなげます。

【現状・課題】

- ・子ども・若者への意見収集を行ったところ、児童館や公園、遊び場、商業施設などの充実や電車、スクールバスなどの公共交通の改善・充実、学校の生活（クラブ活動、校則等）の改善などについて意見がみられました。また、子育て応援券の対象年齢引き上げなど、子育て支援制度の拡充に対する意見もありました。
- ・引き続き、子ども・若者の意見を聞く場を設け、出された意見について、政策やまちづくりに活かしていくことが必要です。

【推進する施策と新規・拡充する主な取組】

施策 2-1 子どもの権利の地域全体での共有

- ・【拡充】小中学校における人権教育の授業への講師派遣の実施
- ・【新規】青少年を対象とした意見を表明できる場の開催
- ・【新規】子ども・若者を対象とした意見提出の機会の提供

施策 2-2 子ども・若者が安心していきいきと暮らせる地域づくり



基本目標Ⅲ

様々な困難を抱えた子ども・若者が希望をもって暮らせるまち

家庭の経済状況や環境などにより、子どもたちに教育格差や困難が生じることなく、誰もが希望をもって暮らせるまちを目指します。虐待、ヤングケアラー等は深刻化する前に適切な支援を行います。

子ども・若者や子育て家庭が、困った時に相談できる場を確保するとともに広く周知し、必要に応じて専門機関につなぎ、継続的に支援する体制を構築します。

また、相談体制の強化、教育、広報活動などにより、自殺対策、事故や犯罪、災害などから子ども・若者を守る取組を推進します。

【現状・課題】

- ・保護者アンケートから算出した本町の相対的貧困率は8.9%で、類似調査で算出された国全体の11.5%よりもやや低くなっています。相対的貧困家庭においては、それ以外の家庭に比べて、生活に苦しさを感じています。
- ・保護者アンケートにおいて、子育て支援として「経済的支援」が重視されています。
- ・少子化のなかにあっても、児童虐待などの相談件数は減少することではなく、困難を有する子どもと家庭が増えています。
- ・全国の児童生徒の自殺者数は過去最多水準となっています。
- ・18～39歳の若者で悩みや苦勞、ストレス、不満を抱える割合は高くなっています。その原因は勤務関係、家庭、健康上、経済的な問題など、多岐にわたっています。

【推進する施策と新規・拡充する主な取組】

施策 3-1 経済的負担の軽減・貧困対策

- ・【拡充】高校生年代までの子どもを養育している方への児童手当の支給
- ・【拡充】「子育て応援券」の配布対象世帯の拡充

施策 3-2 障がいや発達特性のある子ども・家庭への支援

施策 3-3 あらゆる困難を抱える子ども・若者の支援の推進

- ・【拡充】こども家庭センターの相談支援の実施・相談窓口の周知（再掲）

施策 3-4 子ども・若者の自殺対策、事故や犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ・【拡充】防災・危機管理の意識・能力向上



3. 施策の体系

本計画は、基本目標に基づき、子ども・若者施策を網羅するとともに、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）で構成します。

基本目標Ⅰは「ライフステージごとの施策」、基本目標Ⅱ、Ⅲは「ライフステージを通じた重要施策」となります。

基本目標		施策	基本施策
Ⅰ 地域全体で見守り支えることで、子ども・若者が健やかに成長し自立できるまち	ライフステージごとの施策	1-1 誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援	1-1-1 安心して妊娠・出産できる環境の整備 1-1-2 子どもと親への健康支援 1-1-3 家庭教育、育児不安の軽減に向けた支援の充実 1-1-4 地域と子育て家庭とのつながりの強化 1-1-5 妊娠期から乳幼児期の相談支援の充実・情報発信
		1-2 質の高い教育・保育サービスの提供	1-2-1 教育・保育サービスの充実 1-2-2 不定期の預かりサービスの充実
		1-3 学童期・思春期の継続した育ちの支援	1-3-1 地域に根ざし、地域とともにつくる教育の推進 1-3-2 確かな学力を育む教育の推進 1-3-3 自己肯定感を高め、豊かな心を育む教育の推進 1-3-4 安心して過ごせる居場所の充実
		1-4 青年期以降の自立と自己実現の支援	1-4-1 就労支援 1-4-2 仕事と生活の調和の推進 1-4-3 希望者への結婚支援
Ⅱ 子ども・若者の声が届き、いきいきと活躍できるまち	ライフステージを通じた重要施策	2-1 子どもの権利の地域全体での共有	2-1-1 子ども・若者の権利に関する普及啓発 2-1-2 子ども・若者の意見表明や社会参画の促進
2-2 子ども・若者が安心していきいきと暮らせる地域づくり		2-2-1 遊びや体験活動の推進 2-2-2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供 2-2-3 地域の子育てネットワークの強化	
Ⅲ 様々な困難を抱えた子ども・若者が希望をもって暮らせるまち		3-1 経済的負担の軽減・貧困対策	3-1-1 子育て家庭、生活困窮家庭へ経済的負担の軽減 3-1-2 ひとり親家庭への支援
		3-2 障がいや発達特性のある子ども・家庭への支援	3-2-1 障がい等のある子どもの教育・保育及び療育の充実 3-2-2 障がい等のある子どもへの経済的支援 3-2-3 障がい等のある子ども・若者の就労・社会参画の支援
		3-3 あらゆる困難を抱える子ども・若者の支援の推進	3-3-1 児童虐待防止対策の充実・関係機関と連携した支援 3-3-2 養育等に不安がある家庭への訪問による援助 3-3-3 ひきこもりの予防と自立支援 3-3-4 子ども・若者の相談支援、相談窓口の周知や啓発活動の充実
	3-4 子ども・若者の自殺対策、事故や犯罪などから子ども・若者を守る取組	3-4-1 子ども・若者の自殺予防対策 3-4-2 事故や災害、犯罪から子どもを守る環境づくり	
子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策			

第4章 施策の推進

基本目標Ⅰ．地域全体で見守り支えることで、 子ども・若者が健やかに成長し自立できるまち

施策 1-1 誕生前から乳幼児期までの切れ目のない支援

【施策の方向性】

核家族化や共働き世帯や慣れない場所で子育てする移住者が増える中、子育て家庭の不安感・負担感・孤立感は高まっています。母子保健と子育て支援の連携により、関係者間の情報共有を強化するとともに、こども家庭センター機能を整備すること等によって、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築し、安心して子どもを産み、育てることができる環境をつくります。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
産婦健康診査受診率	100%	100%	住民福祉課 (保健予防係)
3歳児健診受診率	93.8%	100%	住民福祉課 (保健予防係)

【基本施策】

基本施策 1-1-1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊娠から出産に至るまでの妊婦に対する支援・指導を手厚く行い、安心して子どもを授かることのできる環境をつくります。

主な取組	担当課
- 妊娠中の母体と胎児の健康管理ができる「母子健康手帳」交付 - 母子健康手帳交付時等の妊婦への保健指導、相談支援プランの作成 - 妊婦一般健康診査（指定検査項目）の検診費用の公費負担 - 不妊治療及び不育症の治療費の一部助成 - 妊産婦に対して理解ある地域環境・職場環境づくりに向けたマタニティマーク入りグッズの配布 - 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援 - 妊婦の認定後及び出産届け出後の経済的支援の実施 - 出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等	住民福祉課 (保健予防係)
子育て家庭に対する各種補助金	子ども課 (幼児保育係)

基本施策 1-1-2 子どもと親への健康支援

定期的な健康診査、産後ケア等によって子どもと母親の健康を守り、子どもの健やかな成長を支援します。

主な取組	担当課
- 産婦健康診査の検査費用への助成 【拡充】産後間もない時期に必要な専門的な支援（産後ケア）の強化 【拡充】乳児健康診査 - 発育・発達状況の確認、疾病・異常の早期発見、育児支援 - 令和7（2025）年度より1か月児健診（個別健診）の健診費用の公費助成の実施 - 幼児健康診査 - 発育・発達状況の確認、歯の健康を守るための指導、育児支援 - 予防接種法による定期予防接種の実施 - 難聴早期発見のための新生児聴覚検査費用の一部助成	住民福祉課 （保健予防係）

基本施策 1-1-3 家庭教育、育児不安の軽減に向けた支援の充実

子育て家庭を対象とした教室等の開催・情報提供等によって、適切な家庭教育や保護者の育児不安の軽減を支援します。

主な取組	担当課
- 心身ともに健康な妊婦生活の支援に向けた「プレマクラブ」の実施 - 親になる意識を高める「パパママ教室」の実施 - 父親の育児不安の軽減や父親の育児参加を促す「父親学級」の実施 - 育児不安の軽減や育児相談のための「ベビーマッサージ教室」の実施 - 発達の遅れが心配な幼児や育児不安が強い保護者を対象とした「のびのびひろば」の実施 - 良い食生活を身に付けるための乳幼児の食指導の実施	住民福祉課 （保健予防係）
- 保護者が子どもへの関わり方を具体的に学ぶ「親支援講座（ペアレントトレーニング）」の実施（保育園年中児から小学校低学年の保護者対象） - 基本的な生活習慣を身に付けることや機能訓練を目的とした「すくすく広場（母子通園施設事業）」の実施（未就学児童と保護者対象） - ことばの発達が気になる子どもに対する「ことばの教室」の実施 【拡充】妊娠から出産、子育てに関する情報のプラットフォーム「ふじみ町子育て応援サイト」での情報発信	子ども課 （子ども・家庭相談係）

基本施策 1-1-4 地域と子育て家庭とのつながりの強化

地域の施設や民生児童委員等と連携することにより、保護者が気軽に相談できる環境づくり、保護者同士又は保護者と地域住民との交流の機会をつくり、子育て家庭への地域ぐるみによる支援を行います。

主な取組	担当課
- 町内の子育て支援拠点である子育てひろば「AiAi」が運営 - 相談支援、子育て家庭向けの講座やイベントの開催、子育て情報の発信 【拡充】ハケ岳定住自立圏（北杜市・原村・富士見町）子育て支援施設の相互利用の促進	子ども課 （子ども・家庭相談係）
- 町立保育園の園庭開放による保護者同士の交流や未就園児の遊び場、保育園に慣れる機会の提供 - 未就園の親子の交流事業の実施 「ながの子育て家庭優待パスポート」の配布	子ども課 （幼児保育係）
- 地域の事業者と連携した優待サービスの提供 【新規】富士見町こども買い物パスポートの配布	産業課 （商業観光係）
- 民生児童委員による赤ちゃんがいる家庭への訪問 - 情報提供及び相談支援 - ファーストブック（読み聞かせのための絵本）の配布	住民福祉課 （社会福祉係）

基本施策 1-1-5 妊娠期から乳幼児期の相談支援の充実・情報発信

子育てにおける悩みへの対応や、支援が必要な子どもや子育て家庭を早期に把握するため、保護者から相談を受け付けることのできる体制を充実させます。また、相談窓口や子育てに関する役立つ情報を発信します。

主な取組	担当課
【拡充】こども家庭センターによる相談支援の実施・相談窓口の周知 - 妊娠期から子育て期のあらゆる相談支援 （障がい・虐待・不登校等・生活困窮・DV・家庭の相談など） - 家庭教育相談員や保健師、公認心理師などの専門相談員による相談支援	こども家庭センター （子ども課子ども・家庭相談係、住民福祉課保健予防係）
- ふじみ5歳児・6歳児すこやか相談の実施 - 教育における相談体制の充実 - カウンセラーによる児童生徒及び保護者へのカウンセリング - 家庭教育相談員や心の相談員による児童生徒への相談支援 - 教育・保育・その他の子育て支援に関する情報の発信 - 各種の健康診査やサポート事業・支援制度等を取りまとめた「子育て応援BOOK」の発行 - 就学後に必要・有用な情報をまとめた冊子の配布（就学前の児童に配布） - ホームページや広報等による相談窓口や支援事業の情報の周知	子ども課 （子ども・家庭相談係）
- すべての新生児・乳児に対する訪問指導・育児相談 - 乳幼児の成長・発達に伴う育児に関する相談支援	住民福祉課 （保健予防係）

施策 1-2 質の高い教育・保育サービスの提供

【施策の方向性】

少子化は進んでいますが、3歳未満児の保育の利用は、共働きの増加による利用率の上昇、転入者の増加等もあり、横ばいで推移しています。

乳幼児の子どもを抱える家庭の状況やニーズに応じながら、保育や一時預かりのサービスを通じた支援を実施します。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
待機児童数	0人	0人	子ども課 (幼児保育係)
ファミリー・サポート・センターの支援会員数	48人	48人	子ども課 (子ども・家庭相談係)
ショートステイ事業・レスパイト事業の受託先	2件	5件	

【基本施策】

基本施策 1-2-1 教育・保育サービスの充実

乳幼児期の子どもたちが心身ともに健やかに成長していけるよう、保護者の就労等の状況に応じた保育サービスを提供します。また、保育士の研修や処遇改善等により、質の高い教育・保育の提供を行います。

主な取組	担当課
・【拡充】3歳未満児の保育ニーズの拡大に対応した受け入れ体制の構築 ・【拡充】保育園等で ICT システムを活用し、出欠席連絡、お便り等の電子化による利便性向上、保育業務における事務の効率化による質の高い保育サービスの提供 ・長時間保育事業（7時30分～8時及び16時～18時）の実施 ・保護者の就労等により家庭での保育が困難な児童に対する富士見保育園での土曜保育事業の実施 ・保護者の勤務地の都合に応じて、他市町村の保育園への入園や、他市町村の児童の町内保育園での受け入れ調整の実施（広域入所保育事業） ・「保育園における自己評価ガイドライン」をもとにした保育士の質の向上 ・各種研修（3歳未満児保育・障がい児保育等の専門的研修を含む）への参加、近隣町村との保育研究の実施 ・保育士の適正な人員配置や施設の整備・修繕 ・本郷保育園の照明 LED 化 ・境保育園の更衣室の整備	子ども課 (幼児保育係)

基本施策 1-2-2 不定期の預かりサービスの充実

共働き家庭や母親のフルタイム就労などの増加により、預かりサービスのニーズが増加していることから、必要な時に必要な支援が利用できるよう、不定期の預かりサービスの充実を図ります。

主な取組	担当課
・【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 （保育園に通園していない3歳未満児の保育園での一時的な預かり） ・保護者の病気や出産等による一時預かり事業の実施 ・町内の医療機関と連携した病児・病後児保育事業の実施	子ども課 （幼児保育係）
・【拡充】ショートステイ事業・レスパイト事業 ・保護者の病気等の理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合、施設等で児童の預かりを実施（ショートステイ：宿泊を伴う預かり、トワイライトステイ：平日夜間・休日の預かり） ・受託者を増やすための人材育成の実施 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施 ・子育てひろば「AiAi」を利用した事業の実施	子ども課 （子ども・家庭相談係）



施策 1-3 学童期・思春期の継続した育ちの支援

【施策の方向性】

子どもたちが夢や希望をもって心身ともに健やかに成長し、未来をきりひらいて生きていけるよう基礎的・基本的な力を育みます。また、郷土への愛着や誇りを育むとともに、豊かな心、社会性やコミュニケーション能力、予測困難な社会に対応できる力などを学校、家庭だけでなく、地域と連携しながら育成していきます。また、不登校や学校に行きづらい児童生徒、配慮を要する児童生徒へのきめ細やかな支援や、安心して過ごせる居場所づくりにも取り組みます。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
自己肯定感（自らの価値や存在意義を認める児童生徒の割合）	児童： 77 % 生徒： 76 %	児童： 85 % 生徒： 85 %	子ども課 (総務学校教育係)
他者との活動で自らの考えを深め・広げる力	児童： 75 % 生徒： 78 %	児童： 85 % 生徒： 90 %	
コミュニティスクール地域講師等数	250 人	280 人	
すくすくスポーツデーの開催	14 回	18 回	生涯学習課 (スポーツ係)

【基本施策】

基本施策 1-3-1 地域に根ざし、地域とともにつくる教育の推進

学校、家庭、地域住民、各種の公共施設等が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育てる仕組みづくりを進めます。地域の持つ魅力を再認識することで愛着や誇りにつなげます。

主な取組	担当課
- 信州型コミュニティスクールの充実 - 学校と地域・保護者との連携強化による開かれた学校づくりの推進 - 地域ボランティアの協力のもと、深い理解と学びにつなげる「朝学・夕学」等の講座の実施 - 学校と様々な地域主体との協働・連携を促進しながら、地域の文化・歴史・自然等への関心を引き出し、これらを学ぶ「特色ある教育」の推進 - 地元農家との連携による学校給食を通じた地産地消の推進 - 教職員の実践的指導力の向上を図るための各種の研修の実施 - 専門家による指導を通じた授業内容改善や支援員の研修等の実施	子ども課 (総務学校教育係)
集落子ども会の活動支援	生涯学習課 (生涯学習係)
- スポーツ少年団の育成 - 団員・指導者・保護者等の協力関係の強化	生涯学習課 (スポーツ係)
- 部活動の地域移行の検討及び生徒を受け入れる地域スポーツクラブの充実 - すくすくスポーツデー開催による親子の遊び場の提供	生涯学習課 (スポーツ係)

基本施策 1-3-2 確かな学力を育む教育の推進

児童生徒が未来をきりひらいて生きていけるよう、確かな学力の定着、予測困難な社会に対応できる力を育みます。語学や体験を通して国際感覚を養い、グローバルに活躍できる人材育成につなげます。

主な取組	担当課
・【拡充】未来をきりひらく資質・能力を育成する授業の改善 ・自ら課題を見つけ課題解決を考える学びの充実 ・他者との協働により解決策を見いだす探究的な学びの充実 ・教科等横断的な学習の推進 ・【拡充】一人1台のタブレット端末を活用した ICT 教育の充実 ・タブレット端末を活用した家庭学習の支援 ・英語指導講師（ELT）・外国語指導助手（ALT）の派遣による英語教育の推進 ・支援員等の配置による個々の能力に応じたきめ細やかな指導の実施	子ども課 （総務学校教育係）
・グローバルな視点の育成 ・中高生のニュージーランド一般家庭へのホームステイ事業 ・ホームステイ事業を経験した生徒による発表など成果の見える化や共有	生涯学習課 （生涯学習係）

基本施策 1-3-3 自己肯定感を高め、豊かな心を育む教育の推進

他者との違いを認め合い、思いやる心を育むとともに、不安や困りごとを相談しやすい体制を整えます。また、いじめの防止・適切な対応、不登校への支援を行います。

主な取組	担当課
・家庭教育相談員や公認心理師、学校支援者による教育相談の充実 ・こども家庭センターの職員等によるいじめへの相談支援	子ども課 （子ども・家庭相談係）
・【拡充】不登校や学校に行きづらい児童生徒への支援 ・中間教室（フレンドリー教室）の開設による個々に応じた支援 ・登校支援コーディネーターによる児童生徒、保護者への相談支援 ・学校やフリースクール等と連携した支援の実施、交通費補助等の支援 ・サポートブックを活用した相談窓口の周知や情報発信 ・特別支援学校との連携 ・本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学支援 ・支援員の配置によるきめ細やかな支援 ・地域内外の教育機関と連携した障がいのある子どもの受け入れ支援 ・副学籍制度の取組の充実	子ども課 （総務学校教育係、子ども・家庭相談係）
・【拡充】小中学校における人権教育の授業への講師派遣の実施 ・【拡充】包括的性教育の推進	生涯学習課 （生涯学習係）

基本施策 1-3-4 安心して過ごせる居場所の充実

共働き世帯が増加する中、児童生徒の放課後児童クラブや居場所へのニーズは高まっています。保護者の利用ニーズの増加に対応できるよう、整備を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保します。

また、地域・NP0等との連携により、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、地域で子どもや子育て家庭を見守り、必要に応じて専門的な支援につなげていきます。

主な取組	担当課
・【拡充】放課後児童クラブの充実 ・富士見小学校児童クラブの増設 ・富士見小学校児童クラブ土曜開所の実施（令和7年度から毎週実施） ・支援員の確保 ・【拡充】放課後子ども教室の実施 ・放課後の居場所づくり ・民間団体等との協働による公民館など公共施設のスペースの活用 ・放課後の子どもの居場所での学習支援や読書・運動等の支援 ・学習支援や読書・運動等の支援ができる地域人材の確保	子ども課 (幼児保育係)
・子どもの居場所の運営者同士をつなぐ場、情報交換の場の設定	子ども課 (子ども・家庭相談係)



施策 1-4 青年期以降の自立と自己実現の支援

【施策の方向性】

青年期（おおむね 18 歳から 30 歳未満まで）以降の若者が生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観や考え方を大前提として、仕事と生活の調和が取れた働き方の実現に向けた支援を行います。また、希望者への結婚支援を行います。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)	担当課
町内企業の就職セミナーの実施回数	1 回	1 回	産業課 (工業交通係)
女性向け在宅ワークスキル習得事業受講者数	0 人	20 人	生涯学習課 (生涯学習係)
女性向け在宅ワーク就労支援件数	0 件	16 件	生涯学習課 (生涯学習係)
父親の育児休業取得率	17.1% (令和 6 年度)	22.0%	生涯学習課 (生涯学習係)

【基本施策】

基本施策 1-4-1 就労支援

若い世代が、経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望を持って生活できるよう、就職支援を行います。

主な取組	担当課
- 町内企業の就職セミナーの開催支援 - ハローワークと連携した職業相談・職業紹介の実施 「ふじみではたらく」などを通じた求人情報の提供とその周知	産業課 (工業交通係)
富士見町学生 U ターン新生活応援支援金の交付	子ども課 (総務学校教育係)
女性向けの在宅ワークスキル習得講座（リスクリング）を開催し、受講者に対し在宅ワークに特化した就労支援を実施	生涯学習課 (生涯学習係)

基本施策 1-4-2 仕事と生活の調和の推進

子どもを育てる保護者が、仕事と家庭生活の調和を図り、子どもと向き合う余裕を持つことができるよう支援します。

主な取組	担当課
・ 保育環境の充実による子育てと仕事の両立支援	子ども課 (幼児保育係)
・ 【新規】求職者から選ばれる働きやすい職場環境整備の促進 ・ 「ふじみではたらく」などを通じた子育て支援などに取り組む町内企業の事例の紹介	産業課 (工業交通係)
・ 女性向けの在宅ワークスキル習得講座（リスキリング）を開催し、受講者に対し在宅ワークに特化した就労支援を実施 ・ 父親の育児・家事参加の促進のためのイベント開催	生涯学習課 (生涯学習)

基本施策 1-4-3 希望者への結婚支援

長野県「結婚・出産・子育てに関する意識調査」では、結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、「適当な相手にめぐり会わないから」が高くなっています。

県が実施する結婚支援サービスの活用や婚活イベントなど、出会いの場の支援を行います。

主な取組	担当課
・ 県等が運営するながの結婚マッチングシステム「NAGANO AI MATCH」の紹介 ・ 希望者に対する結婚相談支援 ・ 結婚希望者への悩み相談など、伴走型サポートの実施 ・ 富士見町結婚相談所「出会いさぼーとふじみ」の実施 (毎月第2・4日曜日。希望があれば平日でも相談を受け付け) ・ 婚活イベントの実施 ・ 町内の結婚希望者が参加したくなる婚活イベントの実施 ・ ハケ岳定住自立圏事業としての共同主催による婚活イベントの実施 (北杜市、富士見町、原村の共同主催) ・ 婚活イベント実施前の「婚活に対する心構え」をテーマとしたミニセミナーの開催	総務課 (まちづくり推進係)



基本目標Ⅱ. 子ども・若者の声が届き、 いきいきと活躍できるまち

施策 2-1 子どもの権利の地域全体での共有

【施策の方向性】

子どもの権利条約では、子どもが大人と同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

生きる、成長する、暴力から守られる、教育を受ける、遊ぶ、参加する等の子どもの権利について、町民一人ひとりが理解し、実践できるように啓発するとともに、意見表明の場を設けます。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
青少年（小学生から25歳）を対象とした意見を表明できる場の開催	0回	4回	生涯学習課 (生涯学習係)

【基本施策】

基本施策 2-1-1 子ども・若者の権利に関する普及啓発

子どもの権利について、子どもたちを含め、一人ひとりの町民が理解し、実践的な行動に移していけるよう、学習機会の充実や啓発を行います。

主な取組	担当課
・【拡充】小中学校における人権教育の授業への講師派遣の実施（再掲）	生涯学習課 (生涯学習係)
・地域全体への子どもの権利の理解促進・啓発	子ども課 (幼児保育係)

基本施策 2-1-2 子ども・若者の意見表明や社会参画の促進

子ども・若者の意見を表明できる場を設け、子ども・若者の率直な思いを伝えてもらい、出された意見については政策やまちづくりに活かします。これらの過程を通して、子ども・若者の主権者意識の向上、社会参画の機会提供を行います。

主な取組	担当課
・【新規】青少年を対象とした意見を表明できる場の開催	生涯学習課 (生涯学習係) 子ども課 (幼児保育係)
・【新規】子ども・若者を対象とした意見提出の機会の提供	
・出された意見の関係各所での情報共有・まちづくりへの反映の検討	

施策 2-2 子ども・若者が安心していきいきと暮らせる地域づくり

【施策の方向性】

地域全体で子どもの成長と学びを支えることは、子どもの豊かな心の育成、健やかな成長のみならず、地域のつながりづくりや活性化、保護者の安心感の醸成にもつながります。

地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくりや活動を促進するとともに、小児医療体制の充実を図ります。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
自然に触れる機会（まるかじり探検隊）の延べ参加者数	103人	110人	生涯学習課 (生涯学習係)

【基本施策】

基本施策 2-2-1 遊びや体験活動の推進

地域における子ども向けの様々な企画・参加型事業を充実させることで、自然、文化、スポーツなど幅広い分野で多様な体験ができるよう支援します。体験を通して、健全な心身の育成、豊かな情操の養成、家族間の触れ合いの機会としても活かせるよう推進します。また、都市公園の安全性を確保します。

主な取組	担当課
- 年4回、各季節に応じた自然の魅力を体験できるイベントの実施 (主に小学校4年生から中学生が対象) - 公民館や図書館の企画による親子参加型の体験講座や教室等の開催 - 子ども向けの伝統文化に触れるイベントの開催 - 子ども育成会の活動を通じた地元の祭りや行事に参加する機会の創出	生涯学習課 (生涯学習係)
- 親子で参加できるスポーツイベントやプログラムの提供 - 各種スポーツ教室や大会等の開催	生涯学習課 (スポーツ係)
- 小中学校での読み聞かせなどによる読書活動の推進 - ボランティア団体と連携した図書館での読書イベントの実施	生涯学習課 (図書館博物館係)
都市公園の適切な維持管理による子どもの遊び場の安全の確保	建設課 (都市計画係)

基本施策 2-2-2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

医療機関等と連携した小児医療体制を維持し、小児救急電話相談等の周知を図ります。

主な取組	担当課
・ 町内の医療機関等と連携した小児医療体制の維持 ・ 小児救急電話相談（＃8000 事業）など関係する施設・サービス等の情報を広報や健診・母子事業にて周知・普及	住民福祉課 (保健予防係)

基本施策 2-2-3 地域の子育てネットワークの強化

保育園、小中学校や地域の様々な主体の連携を促すことで、地域全体で子どもの育ち・学びを見守ることのできるネットワークの維持・強化を支援します。

主な取組	担当課
・ 保育園・小学校・中学校における切れ目ない教育に向けた関係者による連絡会、巡回訪問、支援会議等の実施 ・ 信州型コミュニティスクールの充実（再掲） ・ 学校と地域・保護者との連携強化による開かれた学校づくりの推進	子ども課 (子ども・家庭相談係、 総務学校教育係)



基本目標Ⅲ. 様々な困難を抱えた 子ども・若者が希望をもって暮らせるまち

施策 3-1 経済的負担の軽減・貧困対策

【施策の方向性】

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。

経済状況にかかわらず、すべての子どもたちが希望をもち、福祉・医療・教育サービスを受けることができ、文化的・社会的な生活をおくることができるように、家庭状況に応じた経済支援や経済的自立のための支援等を行います。

子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を講じます。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
フードドライブの実施	4回	4回	子ども課 (子ども・家庭相談係)

【基本施策】

基本施策 3-1-1 子育て家庭、生活困窮家庭へ経済的負担の軽減

子育てにおける各種の経済的支援制度を周知・運用することによって、子育て家庭の負担を軽減し、子育て環境の充実を図ります。

主な取組	担当課
3歳以上のすべての子どもの保育料の無償化 【拡充】高校生年代までの子どもを養育している方への児童手当の支給 - 低所得者世帯や多子世帯の3歳未満の保育料の減免	子ども課 (幼児保育係)
- 経済的な事情で学校生活に関わる費用の支払いに困難が生じている家庭への就学援助費の支給及び新入学用品費の入学前支給 - 経済的理由によって就学困難な高校生への奨学金の支給	子ども課 (総務学校教育係)
【拡充】「子育て応援券」の配布対象世帯の拡充 - 食料等支援のためのフードドライブの実施	子ども課 (子ども・家庭相談係)
医療費の負担軽減のための福祉医療費給付金（0歳から18歳までを対象に、保険適用の医療費の自己負担分を除いて現物給付） (窓口自己負担額：1レセプトあたり300円)	住民福祉課 (社会福祉係)

基本施策 3-1-2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的負担軽減を支援します。また、それらの制度を周知します。

主な取組	担当課
・ 母子・父子家庭等の父母と子を対象とした医療費の給付	住民福祉課 (社会福祉係)
・ 児童を養育している母子・父子家庭等を対象とした手当（児童扶養手当）の支給 ・ 義務教育終了までのひとり親家庭の児童を対象とした激励金の支給 ・ 「母子・寡婦・父子福祉制度」の各種手当や給付金等の周知と利用促進	子ども課 (幼児保育係)



施策 3-2 障がいや発達特性のある子ども・家庭への支援

【施策の方向性】

障がいや、発達特性のある子ども・若者が、地域の中で健やかに暮らせるための支援を行うとともに、それぞれの特性、置かれた環境やライフステージに応じて、障がい福祉サービスの提供や社会参画の支援を行います。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
就労移行支援における一般就労への移行者数	2人	3人	住民福祉課 (社会福祉係)

【基本施策】

基本施策 3-2-1 障がい等のある子どもの教育・保育及び療育の充実

障がい等のある子どもが地域で健やかに暮らすための支援を行うとともに、その支援制度の周知や、関係者間の連携強化による対象者の把握に努めます。

主な取組	担当課
- 特別な配慮に対応できる保育士の配置 - 特別な配慮への対応力向上に向けた保育士への研修の実施	子ども課 (幼児保育係)
- 児童生徒の発達支援のための通所による療育、訓練等のサービスの給付及び、通所している保育園等への支援 - 諏訪養護学校学童クラブの実施（茅野市・原村との連携事業） - 昼間、保護者が就労等により家にいないなどの理由を有する児童生徒の受け入れの実施 - 地域生活支援 - 一時的に家族以外の者の介護が必要となった心身障がい児を対象に、事業者等へ介護委託する日中一時支援事業、外出時の移動支援、日常生活用具の支給等の実施	住民福祉課 (社会福祉係)
- インクルーシブ教育の推進（支援） - 交流及び共同学習の推進 - インクルーシブ教育のための校内支援体制の構築	子ども課 (総務学校教育係)
- 専門スタッフによる一人ひとりの個性に合わせた支援 - のびのびひろば - すくすく広場	子ども課 (子ども・家庭相談係) 住民福祉課 (保健予防係)

基本施策 3-2-2 障がい等のある子どもへの経済的支援

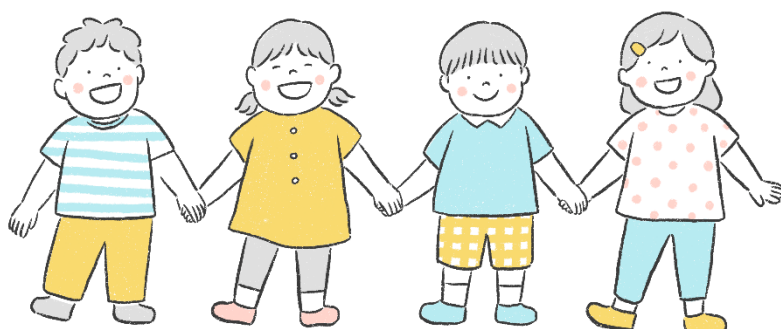
障がいのある子どもを抱える家庭に各種手当等を支給します。

主な取組	担当課
- 障がいのある子どもを抱える家庭への各種手当・給付金等による支援 ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉年金、重度心身障害児福祉医療費給付金、重度障害児家庭介護者慰労金等	住民福祉課 (社会福祉係) 子ども課 (幼児保育係)

基本施策 3-2-3 障がい等のある子ども・若者の就労・社会参画の支援

障がいのある子ども・若者の就労支援や福祉就労を実施する事業所との連携を行います。

主な取組	担当課
- 福祉就労の場を提供する事業所との連携 ・ 就労に関する相談窓口の周知	住民福祉課 (社会福祉係)



施策 3-3 あらゆる困難を抱える子ども・若者の支援の推進

【施策の方向性】

子ども・若者が抱える困難は、虐待、生活困窮、DV、ヤングケアラーなど多様化・複雑化しており、深刻化する前に適切な支援を行っていくことが重要です。

児童虐待防止や家庭を支援するための事業を効果的に行うとともに、地域の連携体制の構築による早期発見・早期支援を行います。児童虐待事案が発生した場合は、子どもたちの安全を最優先に関係機関と連携した迅速な対応を行います。また、ひきこもりや社会的擁護を必要とする子ども・若者への適切な支援を行います。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
相談対応関連部署の連絡会の開催回数	6回/年	6回/年	子ども課 (子ども・家庭相談係)
子どもの居場所情報交換会の開催回数	3回/年	3回/年	

【基本施策】

基本施策 3-3-1 児童虐待防止対策の充実・関係機関と連携した支援

関係機関と情報共有・連携し、経済的困窮や虐待などの問題が心配される子どもや子育て家庭の状況把握や適切な対応を行います。

主な取組	担当課
- 虐待など深刻な問題が発生する前の予防に向けた啓発活動 - 要保護児童対策地域協議会との情報共有・連携の強化 - 県の女性相談員や関係機関と連携した母子生活支援施設及び助産施設への入所支援 - 家庭支援事業の利用促進	子ども課 (子ども・家庭相談係)

基本施策 3-3-2 養育等に不安がある家庭への訪問による援助

子育て、育児、家事などに不安を抱える家庭を訪問し、寄り合いながら、適切な支援を行います。

主な取組	担当課
不安や孤立感を抱える家庭、不適切な養育状況にある家庭等への専門職等の訪問による養育指導・助言等の実施	住民福祉課 (保健予防係)
子育て、育児、家事に対して不安を抱える家庭への訪問支援員による家事援助・育児支援の実施	子ども課 (子ども・家庭相談係)

基本施策 3-3-3 ひきこもりの予防と自立支援

ひきこもりの当事者や家族の抱える悩みは顕在化しにくく、義務教育終了後は支援も届きにくい状況にあります。関係機関・民間団体と連携し、居場所づくり、就労支援、相談支援を行います。

主な取組	担当課
・ 民間団体と連携した居場所づくりの推進 ・ 関係機関との連携による個々に応じた就労準備支援、就労訓練等の支援制度への接続 ・ 就労相談・資格取得講座の開催等による支援 ・ 家族に対する相談支援	子ども課 (子ども・家庭相談係) 住民福祉課 (保健予防係、社会福祉係)

基本施策 3-3-4 子ども・若者の相談支援、相談窓口の周知や啓発活動の充実

経済的困窮や虐待、ヤングケアラーなどの問題が深刻になる前に対応できるよう相談支援体制を構築します。それらの相談窓口や社会的養護を必要とする子ども・若者を守る各種制度の周知等を行います。

主な取組	担当課
・ 【拡充】 こども家庭センターの相談支援の実施・相談窓口の周知 ・ 妊娠期から子育て期のあらゆる相談支援（障がい、虐待、不登校、生活困窮、DV、ヤングケアラー、家庭の相談等）（再掲） ・ 家庭教育相談員や保健師、公認心理師などの専門相談員による相談支援 ・ 里親や特別養子縁組等の制度の周知 ・ 若者の相談窓口の周知	子ども課 (子ども・家庭相談係) 住民福祉課 (保健予防係、社会福祉係)

施策 3-4 子ども・若者の自殺対策、事故や犯罪などから子ども・若者を守る取組

【施策の方向性】

全国的に自殺者数は減少している一方、令和5（2023）年の児童生徒の自殺者数は過去最多水準となっており、不安や悩みを抱える子ども・若者が相談しやすい環境の整備が重要です。

また、インターネットの普及等の社会変化により、子どもたちが犯罪や誹謗中傷、トラブルにあいやすい環境になっています。他にも子どもの登下校等の安全確保、災害時の適切な対応など、安全に向けた意識の向上、予期せぬ事態に遭遇した時の対応力が求められます。

教育、広報活動、相談体制の強化などにより子どもの自殺対策、事故や災害、犯罪などから守る取組を行います。

【数値目標】

指標名	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	担当課
39歳までの自殺者数	0件	0件	住民福祉課 (保健予防係)

【基本施策】

基本施策 3-4-1 子ども・若者の自殺予防対策

SOSの出し方や、心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育を行います。一人1台タブレット端末の活用による自殺リスクの早期発見に努めるとともに、悩みを抱えた子ども・若者が相談しやすい体制の整備を行います。

主な取組	担当課
・ 町立中学校の生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」の実施	住民福祉課 (保健予防係)
・ 町保健師による相談支援、各関係機関と連携による相談体制の確保 ・ 自殺予防に関する啓発と周知	住民福祉課 (保健予防係) 子ども課 (子ども・家庭相談係)

基本施策 3-4-2 事故や災害、犯罪から子どもを守る環境づくり

子どもたちが、事故や災害、犯罪等から身を守ることができるよう、安全教育を推進します。
また、地域の協力のもと、登下校時などの見守り、青少年の健全育成等を行います。

主な取組	担当課
- 交通安全意識の向上、交通安全対策の実施 ・保育園や学校、各地域における交通安全教室の実施 ・通園・通学路での街頭啓発の実施 ・「いい町まもり隊」による児童の登下校における見守りの実施 【拡充】防災・危機管理の意識・能力向上 ・災害時の避難行動に向けた各種訓練の実施 ・子どもや教職員等への情報提供・意識啓発	子ども課 (総務学校教育係)
- 子どもを犯罪から守る取組の推進 ・通学路を中心とした「子どもを守る安心の家」の確保 ・町役場職員による「青色防犯パトロール隊」の活動の実施 ・ICTを活用した情報提供・啓発による防犯意識の向上 - 保護司会、民生児童委員、交通安全協会、学校等との連携による青少年健全育成事業 ・非行防止や健全育成のための広報・啓発 ・有害社会環境のチェック活動の実施 ・あいさつ運動 ・インターネット被害対策等の活動の実施	生涯学習課 (生涯学習係) 子ども課 (総務学校教育係) 総務課 (管財係)



第5章 量の見込みと確保方策

1. 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。本町においては、下表のとおり設定します。

	量の見込みを出す必要のある事業		対象	区域
教育・保育	1号認定 2号認定のうち教育の利用希望が強いもの (幼稚園(認定こども園)) 2号認定(保育所(認定こども園))		年少～年長	町全域
			年少～年長	3区域
	3号認定 (保育所(認定こども園、地域型保育))		3歳未満児 (4月1日現在満年齢)	3区域
地域子ども・子育て支援事業	①	利用者支援事業 【一部新規】	妊産婦～18歳未満の児童 がいる家庭	町全域
	②	地域子育て支援拠点事業	妊産婦～未就園児 がいる家庭	町全域
	③	妊婦健康診査	妊婦	町全域
	④	産後ケア事業 【新規】	産婦	町全域
	⑤	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児	町全域
	⑥	養育支援訪問事業	支援を必要とする家庭	町全域
	⑦	子育て世帯訪問支援事業 【新規】	18歳未満の児童 がいる家庭	町全域
	⑧	児童育成支援拠点事業 【新規】	6歳～18歳未満 の児童	町全域
	⑨	親子関係形成支援事業 【新規】	4歳児から小学校低学年 の保護者	町全域
	⑩	子育て短期支援事業(ショートステイ)	18歳未満の児童	町全域
	⑪	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0歳～小学6年生	町全域
	⑫	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規】	満11か月～2歳児	町全域
	⑬	一時預かり事業	就学前児童 (おおむね満1歳以上)	町全域
	⑭	時間外保育事業(長時間保育事業)	就学前児童	町全域
	⑮	病児・病後児保育事業	満6か月～小学6年生	町全域
	⑯	放課後児童健全育成事業 (放課後児童健全育成事業/ 放課後子ども教室推進事業)	小学生	3区域

教育・保育及び放課後児童クラブについては、富士見小学校区、本郷小学校区、境小学校区の3区域ごとに提供します。



〈参 考〉

量の見込みを算出するために、住民基本台帳による行政地区別・性別・年齢別人口（令和6（2024）年4月1日現在）を使用し、コーホート変化率法を用いて本町の計画期間における子どもの人口を推計しました。

次ページ以降では、下表の人口に対応した量の見込みを設定しています。

単位：人

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	63	61	60	58	57
1歳	62	64	62	61	59
2歳	55	63	65	63	61
3歳	77	56	64	66	64
4歳	83	78	57	65	67
5歳	113	85	80	57	66
0-5歳	453	407	388	370	374
6歳	87	115	86	81	58
7歳	110	87	116	87	82
8歳	99	111	88	118	88
9歳	122	100	112	89	120
10歳	108	123	100	112	89
11歳	126	109	124	101	113
6-11歳	652	645	626	588	550

2. 量の見込みと確保方策

(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施
	利用できる保護者	制限なし
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。（平成 18 年に導入）	
地域型保育	施設（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業。 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つの類型がある。	

<富士見町の事業展開>

本町では、町立保育園 5 園が保育サービスを提供しています。

近年、3 歳未満児の保育需要が増大しており、対応が急務となっています。

イ 量の見込みと確保方策

■ 1 号認定（3～5 歳の教育認定）

1 号認定（教育標準時間認定）は、満 3 歳以上で、幼稚園等での教育を希望する子どもが対象です。町内には幼稚園がないため、近隣市町村の私立幼稚園を利用することになります。ただし、保護者の申請により、町立保育園での特別利用保育（定員の範囲内において）の提供も実施しています。

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	29	26	23	20	17
確保方策	29	26	23	20	17

■ 2 号認定（3～5 歳の保育認定）及び 3 号認定（0～2 歳の保育認定）

【町全域（3 区域の合計）】

2 号認定（保育認定）は、満 3 歳以上の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっているため、既存施設において保育サービスを提供していきます。また、担い手である保育士を確保し、保育の質の向上に努めます。

3号認定（保育認定）は、満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当するために保育園等での保育を希望する子どもが対象です。量の見込みは既存施設で対応可能な範囲ですが、対応可能人数の上限に近い状況もあり、今後も各施設間が連携し、地区を越えて互いにカバーし合う弾力的な運営を行うことによって、待機児童の発生を防ぎます。また、町内全体として適正な保育士の配置に努めるとともに、未満児保育室の整備等、受入環境を改善する方法についての検討も進めます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入時においては、安定したサービスの提供が実施できるよう、これまで以上に多くの保育士を確保する必要があります。保育士の処遇改善の検討、職場体験事業を活用した保育士の魅力を発信など、さらなる人材確保に取り組めます。

単位：人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号
	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳
合計															
量の見込み	7	72	208	7	73	203	6	76	195	6	78	189	4	80	183
確保方策	15	83	239	15	84	233	12	87	224	12	90	217	9	92	210

単位：人

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号
	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳
富士見小学校区															
量の見込み	6	38	124	6	39	121	5	40	116	5	41	113	3	42	109
確保方策	9	44	143	9	45	139	6	46	133	6	47	130	3	48	125
本郷小学校区															
量の見込み	1	25	48	1	25	47	1	26	45	1	27	44	1	28	42
確保方策	3	29	55	3	29	54	3	30	52	3	31	51	3	32	48
境小学校区															
量の見込み	0	9	36	0	9	35	0	10	34	0	10	32	0	10	32
確保方策	3	10	41	3	10	40	3	12	39	3	12	37	3	12	37

(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項

ア 認定こども園の普及に係る考え方

就学前の子どもに関する教育・保育ニーズは多様化しており、保護者の希望に応じて教育・保育の一体的サービスを提供する「認定こども園」は重要な取り組みと考えられます。本町には幼稚園及び認定こども園がないことから、幼児の教育ニーズに対応するため、近隣市町村の施設への広域委託による通園支援を進めていきます。

イ 質の高い幼児期の教育・保育と地域の子育て支援

子どもの成長には、身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの様々な側面があり、互いに関係しあっています。本町では、子どもの発達段階に応じて教育・保育の質を担保できるよう、保育士をはじめ必要な人材確保に努めると共に、必要な連携を促します。

具体的には、乳幼児から就学児に至るまで子育て家庭と接触する機会を豊富に設け、その相談に応じる体制をつくることで、虐待をはじめとする問題の早期発見や、特別な支援が必要な子どもが円滑に適切な教育・保育を利用できるよう図ります。

また、発達の遅れや虐待、不登校などの問題にあたっては、教育相談員をはじめとする専門的な知見を有するスタッフが支援にあたり、保育園・小学校等とも連携しながら様々なケースに対応できるよう努めます。

ウ 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

本町では、保育園・小学校・中学校において児童・生徒に対し切れ目のない教育を行えるよう、関係者による連絡会や現場訪問等を実施し、その連携強化に努めます。

エ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化においては、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討・改善を行います。

オ 施設整備

子どもたちが安心・安全に施設を利用できるよう、国等の各種補助事業を活用し、計画的に老朽化した施設の改築や改修を行うなど、教育・保育環境の整備を行います。

カ 外国につながる幼児への支援・配慮

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚した幼児等のいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。事業の対象家庭には、個別説明などを通して、支援を行います。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

1) 基本型・特定型・こども家庭センター型

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。次の3つの類型があります。

- 1) 基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する形態
- 2) 特定型：主に利用者支援を実施する形態（保育コンシェルジュ）
- 3) こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく実施する形態

<富士見町の事業展開>

富士見町では、子育てひろば「AiAi」に支援員を2名配置して、利用者支援事業（基本型）を実施しています。

令和6（2024）年度からは、富士見町こども家庭センターを設置し、利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施しています。基本型と連携を取りながら子育て支援を推進します。

実施施設

事業種別	施設名等	所在地
基本型	子育てひろば「AiAi」	乙事 1230 番地
こども家庭センター型	富士見町こども家庭センター	落合 10777 番地

イ 量の見込みと確保方策

下記の体制により利用者支援事業を継続的に実施していきます。

①基本型

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

②こども家庭センター型

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

2) 妊婦等包括相談支援事業型

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぎます。

イ 量の見込みと確保方策

妊婦・その配偶者等が身近な場所で相談や必要な支援を受けられるよう、関連機関との連携に配慮し、相談支援体制の確保を図ります。

(延べ人数) 単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	183	180	174	171	168
確保方策	183	180	174	171	168

②地域子育て支援拠点事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

子育てひろば「AiAi」にて事業を実施します。

実施施設

施設名	所在地	対象
子育てひろば「AiAi」	乙事 1230 番地	妊産婦～ 未就園児がいる家庭

イ 量の見込みと確保方策

地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(延べ人数) 単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,380	4,524	4,416	4,320	4,212
確保方策	4,380	4,524	4,416	4,320	4,212

③妊婦一般健康診査

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<富士見町の事業展開>

すべての妊婦を対象に妊婦一般健康診査事業を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

妊婦の全数を対象とした事業であるため、必要な事業量を確保します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	61	60	58	57
確保方策	63	61	60	58	57

④産後ケア事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

産後間もない褥婦や産婦の心身のケア、授乳指導、育児に関する指導等の育児サポートを必要とする方が対象となります。

<富士見町の事業展開>

すべての産婦を対象に産後ケアを実施します。

- ・宿泊型（ステイケア）
- ・通所型（デイケア・タイムケア）
- ・訪問型

イ 量の見込みと確保方策

（延べ人数）単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	132	128	126	122	120
確保方策	132	128	126	122	120

⑤乳児家庭全戸訪問事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

保健師による全戸訪問を実施します。

イ 量の見込みと確保方策

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした事業であるため、必要な事業量を確保します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	61	60	58	57
確保方策	63	61	60	58	57

⑥養育支援訪問事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<富士見町の事業展開>

養育支援が必要な家庭については各担当課と連携し相談に応じながら支援方法を検討します。

イ 量の見込みと確保方策

保健師が、養育支援訪問事業を継続的に実施していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	3	3	3	3
確保方策	4	3	3	3	3

⑦子育て世帯訪問支援事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

<富士見町の事業展開>

本町では、支援が必要な家庭を訪問支援員等が訪問し、悩み事や不安に対し傾聴しつつ、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の軽減を図ります。

イ 量の見込みと確保方策

令和6（2024）年度の利用実績見込と同程度を見込みます。

（延べ人数）単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	93	88	86	83	79
確保方策	93	88	86	83	79

⑧児童育成支援拠点事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

<富士見町の事業展開>

本町では、支援が必要な児童等の把握を行い、必要に応じて事業実施を検討していきます。

⑨親子関係形成支援事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

<富士見町の事業展開>

本町では、4歳児から小学校低学年の保護者を対象に親支援講座（ペアレントトレーニング）を開催しています。ロールプレイを通して保護者が子どもへの関わり方を具体的に学びます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	11	11	10	10
事業実施予定	12	11	11	10	10

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育・保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）です。

<富士見町の事業展開>

本町では、施設等と連携し、保護者が児童の養育をできないときに預かるショートステイ事業を実施していきます。

イ 量の見込みと確保方策

諏訪6市町村で共同利用できるように検討を進めています。

（延べ人数）単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	量の見込み	7	6	6	6	6
	確保方策	7	6	6	6	6
トワイライトステイ	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2

※ショートステイとは、施設等で短期間児童を預かるもの

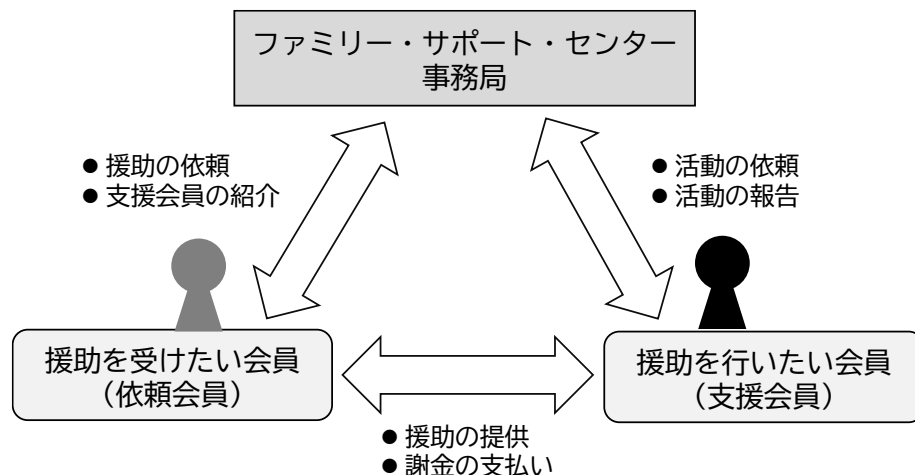
※トワイライトステイとは、施設等で平日の夜間又は休日に児童を預かるもの

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



事務局

窓口	所在地	対象
富士見町役場 子ども課 子ども・家庭相談係	落合 10777 番地	0歳～小学6年生

<富士見町の事業展開>

必要時に援助の授受が円滑に行えるよう、会員同士の調整を行っていきます。

イ 量の見込みと確保方策

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。支援会員の拡大や支援会員同士の情報交換、講習会などによって運営の安定化や質の向上を図ると共に、広報や利用のしくみの改善等により、さらなる利用促進を図っていきます。

（延べ人数）単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	量の見込み	135	135	135	135	135
	確保方策	135	135	135	135	135
就学前児童	量の見込み	132	132	132	132	132
	確保方策	132	132	132	132	132
就学児童	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とする制度です。

保育園などに通園していない満3歳未満の子どもに、家庭とは異なる経験や同世代の子どもと触れ合う機会を提供することで、子どもの育ちを応援するもので、月一定時間までの利用枠の中で子どもをお預かりする新しい通園制度です。

<富士見町の事業展開>

① 実施に向けた準備（令和7（2025）年度）

本格実施に向けた施設や条例の整備や人員確保用の準備を進めます。

② 本格実施（令和8（2026）年度）

町立保育園による受入を開始します。

イ 量の見込みと確保方策

今後は、試行的事業等を踏まえ、ニーズの把握に取り組みつつ、量の見込みと確保方策について検討します。

また、当該事業の安定運用に向けて、さらなる保育士の確保や施設の整備に取り組むとともに、国が示す制度設計等に基づいて、本町の実施形態や体制を検討するなど、令和8（2026）年度の本格実施に向けて準備を進めます。

（延べ人数）単位：人

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	144	144	288	288
	確保方策	144	144	288	288
1歳児	量の見込み	144	144	432	432
	確保方策	144	144	432	432
2歳児	量の見込み	144	144	288	288
	確保方策	144	144	288	288

⑬一時預かり事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育園を定期的に利用しない家庭において、家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

<富士見町の事業展開>

町立保育園すべてにおいて、一時預かりを実施します。

実施施設

施設名	所在地	対象	利用時間
西山保育園	富士見 7507 番地 3	11 か月以上の 未就学児	平日 8:00~16:00 (長時間可)
富士見保育園	富士見 4654 番地		平日 8:30~16:00 土曜 8:30~18:00 (長時間可)
本郷保育園	立沢 5116 番地 2		平日 8:30~16:00 (長時間可)
落合保育園	落合 6203 番地	2 歳児以上の 未就学児	平日 8:30~16:00 (長時間可)
境保育園	境 7749 番地 2		平日 8:30~16:00 (長時間可)

イ 量の見込みと確保方策

町立保育園での一時預かり

一時預かり事業の量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

(延べ人数) 単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	376	336	320	307	309
確保方策	400	400	400	400	400

⑭時間外保育事業（長時間保育事業）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保育認定を受けた子どもに対して、保育園や認定こども園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

<富士見町の事業展開>

すべての町立保育園で受け入れをしています。長時間保育は、18時00分までとします。

実施施設

保育園名（町立）	所在地	長時間保育実施時間
西山保育園	富士見 7507 番地 3	早朝 7：30～8：00 夕方 16：00～18：00 ※富士見保育園のみ 土曜日実施
富士見保育園	富士見 4654 番地	
本郷保育園	立沢 5116 番地 2	
落合保育園	落合 6203 番地	
境保育園	境 7749 番地 2	

イ 量の見込みと確保方策

保育園在園者に対する事業提供となるため、量の見込みは対応できる規模となっています。

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	61	55	52	50	50
確保方策	100	100	100	100	100

⑮病児・病後児保育事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

<富士見町の事業展開>

病児・病後児保育は富士見高原病院で受入れを行います。

実施施設

施設名	所在地	対象
富士見高原病院	落合 11100 番地	生後6か月～小学6年生

イ 量の見込みと確保方策

病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。引き続き、利用定員を4名と設定し事業を運営します。

(延べ人数) 単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	350	350	350	350	350



⑩放課後児童対策（放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室推進事業）

1）放課後児童健全育成事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

小学校に就学している児童の中で、保護者が労働等により昼間家庭にいないという状況にある児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<富士見町の事業展開>

すべての小学校において実施します。

実施施設

クラブ名	所在地	施設形態
富士見小学校 児童クラブ	富士見 2882 番地	富士見小学校内に設置
境小学校 児童クラブ	境 8941 番地	境小学校内に設置
本郷小学校 児童クラブ	立沢 5050 番地	本郷小学校内に設置

イ 量の見込みと確保方策

近年の利用者数の増加によって施設の狭隘化が進んでいます。特に富士見小学校児童クラブでは量の見込みを大きく上回る登録児童数となっています。地域や民間と協働した放課後の居場所によって利用者の分散化を図ってきたものの、令和6（2024）年度に過去最高の登録児童数となり、施設の定員を大きく超え待機児童の発生が危惧されるため、対応が急務となっています。

富士見小学校に恒常的に活用できる空き教室がない中、今後も利用者が大きく減ることはないと予想されるため、令和6（2024）年度から富士見小学校敷地内に「富士見小学校児童クラブ室」の増設に向け着手し、令和7（2025）年度中の利用開始を目指します。

また、利用児童が増える中、児童クラブでの過ごし方がより重要となってきています。地域の方々の参画のもと「放課後子ども教室」を実施し、様々な学び・遊び・体験の機会を提供し、子どもたちの健やかな育成を支援します。

学年別3施設合計の登録児童数

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （全体）	251	253	259	250	236
小学1年生	55	43	58	44	41
小学2年生	49	55	44	59	44
小学3年生	61	50	56	45	60
小学4年生	32	36	30	34	27
小学5年生	27	32	38	30	34
小学6年生	27	37	33	38	30
確保方策	268	268	268	268	268

施設別の登録児童数

単位：人

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
富士見	量の見込み	144	145	149	144	136
	確保方策	150	150	150	150	150
本郷	量の見込み	73	74	75	73	69
	確保方策	80	80	80	80	80
境	量の見込み	34	34	35	33	31
	確保方策	38	38	38	38	38

2) 放課後子ども教室推進事業

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業です。

<富士見町の事業展開>

小学校敷地内にある児童クラブを利用し、放課後子ども教室を実施します。

実施施設

実施場所	所在地	施設形態
富士見小学校 児童クラブ	富士見 2882 番地	富士見小学校内に設置
境小学校 児童クラブ	境 8941 番地	境小学校内に設置
本郷小学校 児童クラブ	立沢 5050 番地	本郷小学校内に設置

イ 事業の見込み

小学校敷地内にある児童クラブを活用し、町内すべての小学校に設置する見込みです。

単位：か所

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施箇所数	1	2	3	3	3

ウ 目標事業量と具体的な方策

<富士見町の事業展開>

富士見小学校児童クラブ室において、地域の方々の参画のもと「放課後子ども教室」を実施し、様々な学び・遊び・体験の機会を提供することにより、子どもたちの健やかな育成を支援します。また、本郷小学校児童クラブ、境小学校児童クラブでも順次「放課後子ども教室」を実施していきます。

本町においては、小学校の敷地内にある児童クラブで実施している放課後児童健全育成事業と「一体型（校内交流型）」にて実施します。

■一体型（校内交流型）の現状と目標

小学校の敷地内にある児童クラブで実施している放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室との「一体型（校内交流型）」にて、令和6（2024）年度新たに1か所実施し、順次実施箇所を増やしていきます。

単位：か所

	現状（令和6年度）	目標事業量（令和11年度）
実施箇所数	1	3

<具体的な方策>

共通事業の企画段階から、放課後児童健全育成事業の支援員と放課後子ども教室のコーディネーター、担当者等による定期的な打合せを実施します。



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画推進体制

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て家庭、若者や関係機関など広く住民への周知に努めます。

子ども・子育て家庭、若者の意見を聞き、子ども・子育て会議等においても意見について取り上げ、施策の立案・推進に活かしていきます。

町役場においては、子ども・子育て家庭、若者及び、子ども・子育て会議の意見を参考に、関係部課が連携して全庁的に取り組み、国や長野県との連携も密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

また、幅広い住民の積極的な参加意識の高揚を図り、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO 法人などが連携し、「自助」、「共助」、「公助」の融合を図って、子育て支援を推進します。

2. 計画の進捗管理

(1) 進捗管理の考え方

成果の最大化を図り、計画の実効性を高めるためには、目標の達成に事業が効果的に寄与しているかどうかを定期的に確認し、より成果をあげられるように事業を評価・改善していく形で進捗管理が不可欠といえます。

そこで本町では、毎年定期的に開催している「子ども・子育て会議」を活用し、子ども・子育てに関わる委員の客観的視点をもとに計画の進捗管理を行います。

また本町では、同様の観点から町の総合計画を定期的に評価・改善していく予定であり、この流れに合わせることで効率的に進捗管理を進めます。

(2) 進捗管理の方法

基本目標・施策ごとの達成状況については、毎年開催する子ども・子育て会議において、定められた数値指標を確認しながら、進捗の思わしくない事業の改善等についての意見を交換し、翌年度の事業改善につなげます。従って開催時期は、次年度の実施計画作成に合わせた10月頃を目処とします。

また5年後には、本計画全体の実現状況を評価し、次期の計画策定に反映させます。これは計画見直し年度の上半期に実施します。

資料編

1. 策定の経過

日付	内容
令和6年6月18日	第1回富士見町子ども・子育て会議 ＜主な議題＞ ・ 策定スケジュールの共有 ・ 骨子案の検討
令和6年 7月24日～8月20日	富士見町子ども・子育て支援に関する調査
令和6年10月28日	第2回富士見町子ども・子育て会議 ＜主な議題＞ ・ アンケート結果の報告 ・ 骨子案の検討
令和6年 11月1日～11月30日	子ども・若者（39歳まで）のWEBでの意見募集
令和6年11月13日	まちトーク！ワークショップ（高校生対象）
令和6年11月24日	まちトーク！ワークショップ（小中学生対象）
令和6年12月18日	第3回富士見町子ども・子育て会議 ＜主な議題＞ ・ 素案の検討
令和6年12月23日～ 令和7年1月21日	パブリックコメント
令和7年2月13日	第4回富士見町子ども・子育て会議 ＜主な議題＞ ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 計画案の検討

2. 富士見町子ども・子育て会議設置要綱

平成 25 年 8 月 26 日

教委告示第 2 号

(設置)

第 1 条 この会議は富士見町の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議及び推進するため、富士見町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に関すること。
- (2) 富士見町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 富士見町こども計画の推進及び評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援事業関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の定数は 15 名以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 事務局は、教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営及びその他必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、富士見町子育て支援推進協議会設置要綱(平成 18 年教委告示第 10 号)は、廃止する。

附 則(令和 5 年 8 月 9 日教委告示第 6 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 13 日教委告示第 8 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 富士見町子ども・子育て会議委員

富士見町子ども・子育て会議委員

任期 令和4年9月1日～令和7年8月31日

	職 名	氏 名	所属区分
1	会 長	山口 美佐子	ファミリー・サポート支援会員
2	副会長	名取 美好	教育委員
3	委 員	佐久 近子	主任児童委員
4	委 員	名取 あゆみ	NPO 法人 たくさんの手
5	委 員	中島 恵理	NPO 法人 こどもの未来をかんがえる会
6	委 員	五味 美由紀	子育て世帯代表
7	委 員	五味 稔	子ども会育成会
8	委 員	石井 裕美	児童クラブ主任指導員
9	委 員	小林 み織り	園長会長
10	委 員	下家 秀晃	社会福祉協議会

4. 調査や意見収集等の概要

(1) 富士見町子ども・子育て支援に関する調査

本調査は、富士見町在住で、0歳～小学校3年生の子どもがいる保護者を対象としました。

その際、小学校に就学する前の児童と、小学生では利用できる事業が違うため、別々に調査票を作成し、配布しました。調査概要は以下のとおりです。

【調査方法】

	就学前児童	小学生（低学年）
調査対象者	0～5歳児の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて回答を依頼	小学校1～3年生の子どもを持つ保護者 ※封筒のあて名の子どもについて回答を依頼
対象世帯数	366世帯（全数調査）	172世帯（全数調査）
配布・回収方法	郵送調査・回答は紙又はインターネット回答から選択可能	
実施期間	令和6（2024）年7月24日～8月20日	

※本調査は調査項目が多いこともあり、兄弟・姉妹がいる場合でも1世帯1調査票となるようにし、配布

【回収結果】

	就学前児童	小学生（低学年）
配布数	366件	172件
回収数	188件	79件
回収率	51.4%	45.9%

【その他】

- ・ 図表中の割合の合計は、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、合計値が100%にならない場合があります。

(2) 子ども・若者（39歳まで）の意見募集

子ども・若者が住みやすいまちの実現に向けて必要な取組を把握するために、WEBでの意見募集とワークショップを実施しました。

【子ども・若者（39歳まで）の意見募集】

- ・ 方法：富士見町ホームページ上にWEBフォームを開設し、意見募集
- ・ 実施期間：令和6（2024）年11月1日～11月30日
- ・ 回答者数：68人（小中学生12人、高校生26人、18～39歳30人）

【まちトーク！ワークショップ】

	小中学生対象	高校生対象
日時	令和6（2024）年11月24日	令和6（2024）年11月13日
場所	ユースセンターまるいち	ユースセンターまるいち
参加者	11人	9人

富士見町こども計画

(令和7年3月発行)

編集・発行：富士見町役場 子ども課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地

TEL:0266-62-2250(代表) FAX:0266-62-4481